

安平町過疎地域自立促進市町村計画

(案)

自 平成 28 年度

至 平成 32 年度

北海道勇払郡安平町

目 次

1 基本的な事項

(1) 安平町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
(3) 市町村行財政の状況	5
(4) 地域の自立促進の基本方針	9
(5) 計画期間	14

2 産業の振興

(1) 現況と問題点	15
(2) その対策	18
(3) 計画	21

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点	23
(2) その対策	25
(3) 計画	27

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	28
(2) その対策	34
(3) 計画	36

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	40
(3) 計画	42

6 医療の確保

(1) 現況と問題点	4 3
(2) その対策	4 3
(3) 計画	4 4

7 教育の振興

(1) 現況と問題点	4 5
(2) その対策	4 6
(3) 計画	4 7

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点	4 8
(2) その対策	4 8
(3) 計画	4 9

9 集落の整備

(1) 現況と問題点	5 0
(2) その対策	5 0
(3) 計画	5 1

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点	5 2
(2) その対策	5 2
(3) 計画	5 3

【参考資料】

・位置図、管内図	5 4
----------	-----

1 基本的な事項

(1) 安平町の概況

①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

安平町は、北海道の道央圏に位置し、北は由仁町、東は厚真町、南は苫小牧市、西は千歳市に接し、総面積約 237km² を有する町で、道都札幌市からは約 50km、北海道の空の玄関口である新千歳空港からは 20km 程度、北海道の海の玄関口である苫小牧港からは 25km 程度の位置にあり、交通の便は良く、気候も温暖で積雪は比較的少ない地域といえます。

町の歴史は、明治 22 年にフモンケ（現早来富岡）に佐々木夫妻が入植・開墾したことから歴史がはじまり、明治 25 年に夕張線と室蘭線の分岐点として追分停車場線が開業されると、鉄道の拠点として鉄道関係者などの入植者が追分地区を中心に急増し、鉄道の開拓により開墾が進み、農業関係者の移住により早来地区では農林業、馬産業が発展しました。

その後、明治 33 年には苫小牧村から分村し安平村となり、昭和 27 年に安平村から追分村が分村し、安平村は早来町となり追分村は追分町として、それぞれが地域の特性を活かしながらまちづくりを進めてきましたが、53 年の歳月を経て、平成 18 年 3 月に再び一つの町となり、安平町として歩むこととなりました。

社会的・経済的な条件は、東西に J R 石勝線、南北に J R 室蘭本線が走り、これに並行して東西に北海道横断自動車道、南北に国道 234 号が走り、交点には追分町インターチェンジを有するなど交通の要衝となっており北海道横断自動車道の開通により、十勝圏や道東圏などとの物流や観光・交流人口の拡大が期待されています。

②過疎の状況

国勢調査による本町の人口は、昭和 35 年の 14,485 人から減少を続け、平成 2 年には 1 万人を割り 9,519 人、平成 22 年に 8,726 人となり、50 年の間に 5,759 人もの人口が減少しました。このように過疎化が進行した要因は、国鉄分割民営化や離農、商店街の疲弊に加え、全国的な人口減少によるものと考えられます。

このような流れの中、昭和 55 年の「過疎地域振興特別措置法」や平成 2 年に施行された「過疎地域活性化特別措置法」、平成 12 年に新たな過疎法として施行された「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき過疎計画を策定し、交通網等の整備や教育文化施設、福祉施設等の整備拡充を図りながら、住宅団地の分譲や民間アパートの建設誘導など「移住定住化施策」を地道に進め、定住人口の維持・確保に努めてきましたが、人口減に歯止めをかけるまでには至っていません。

このため、人口減少・少子化対策として、引き続き移住定住対策へ積極的に取り組むこととしておりますが、今後は、民間による分譲造成の誘導など民間活力を最大限に活かした移住対策や、子ども医療費助成制度の対象拡充のほか、幼保連携型の認定こども園の整備による子育て環境の充実と子育て支援など、移住定住施策と少子化対策を組み合わせながら、新たな魅力ある人口増加施策を検討し推進することとしています。

③産業構造の変化

昭和 35 年の産業別就業人口比率は、第 1 次産業が 43.5%、第 2 次産業が 12.5%、第 3 次産業が 44.0%と、農業と鉄道就業者が多く、安平町が基幹産業である農業と鉄道の要衝として発展してきたことが伺えます。

その後は、第1次産業である農業及び林業の就業人口が減少し、昭和35年から平成22年までの50年の間に、農業は半数以下となり林業は2割以下に減少し、平成22年度の第1次産業就業人口比率は26.1%となっています。

第2次産業については、50年間で製造業が約21%減少したのに対し、建設業は昭和35年の283人から平成2年には659人に増加しましたが、これをピークに以降は減少し、平成22年には278人となり、平成22年度の第2次産業就業人口比率は16.1%となっています。

第3次産業の就業人口比率は、昭和35年の44.0%から増減を繰り返し、平成22年に55.9%となっています。また就業人口は、昭和35年の2,717人から397人が減少し、平成22年は2,320人となり、業種別にみると、50年の間に運輸業は軒並み減少を続け862人の減、反対にサービス業は年々増加し、昭和35年の592人が平成22年には1,216人と624人の増となっています。

④地域の経済的な立地特性と社会経済的発展の方向の概要

本町の立地特性としては、地理的な優位条件があり、東西にJR石勝線、南北にJR室蘭本線が交差する鉄道の拠点となっています。さらに、JRと並行し北海道横断自動車道と国道234号が走り、交点にある追分町インターチェンジからは、北海道の空の玄関口である新千歳空港や国際拠点港湾である苫小牧港、道内最大の都市札幌市にも近距離に位置しています。

このような立地特性から、町内には分譲済みの安平工業団地、臨空工業団地において幅広い業種の企業が操業をしており、また、分譲中の北町工業団地や追分工場適地、国家的プロジェクトとして進められた「苫小牧東部開発地域」には大小様々な企業の誘致が可能となっています。

近年では、再生可能エネルギーへの関心の高まりと、日照時間が長いという本町の気象特性を活かし、日本最大級の太陽光発電施設が建設されるなど、環境の保全とエネルギー自給率の向上、地域経済社会の発展に寄与する取組みが進められています。

現在は、企業誘致と合わせて、道内外において町有宅地の分譲PRを行っており、企業誘致とともに従業員の定住などを期待しているところで、今後も引き続き未売却となっている工業団地・工場適地と宅地の分譲販売を進め、過疎地域からの脱却を目指すこととしています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

①人口の推移と動向

昭和35年に14,485人であった人口は、平成2年に1万人を割り込み、平成22年までの50年間に5,759人、約40%もの人口が減少しました。

昭和40年から60年までの5年ごとのすう勢は、毎年3%から8%台で減少を続け、平成2年には約10%近くに達しましたが、これ以降は、積極的な定住施策の実施によりやや持ち直し、平成21年度の人口動態のうち社会増減の差を縮めるなど、移住施策の効果が表れてきたところですが、それ以降は減少が続いています。

また、国立社会保障・人口問題研究所が推計した平成52年の本町の人口は、5,897人となっており、平成22年と比較すると減少率は32.4%で、今後も人口減少は加速していくものと予測されています。

15歳から29歳までの若年者の比率は、昭和35年の27.4%から減り続け、平成22年には半分以下の12.0%にまで落ち込み、反面、高齢者比率は、昭和35年に4.6%と一桁だった比率が、平成

22 年には 30.1%と 6 倍以上に増加し、出生率の低下と若年者の流失、高齢化が著しく進んでいることから、安心して子どもを産み育てられる環境の整備とともに、若年世代の移住定住施策などによる対策がこれまで以上に必要となっています。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実 数	人	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	14,485	人	13,383	▲ 7.6	12,242	▲ 8.5	11,633	▲ 5.0	11,258	▲ 3.2
0歳～14歳	5,136		4,098	▲ 20.2	3,210	▲ 21.7	2,944	▲ 8.3	2,609	▲ 11.4
15歳～64歳	8,688		8,559	▲ 1.5	8,239	▲ 3.7	7,779	▲ 5.6	7,569	▲ 2.7
うち15歳～29歳 (a)	3,966		3,488	▲ 12.1	3,086	▲ 11.5	2,548	▲ 17.4	2,110	▲ 17.2
65歳以上(b)	661		726	9.8	793	9.2	910	14.8	1,080	18.7
(a)／総数 若年者比率	27.4%		26.1%	—	25.2%	—	21.9%	—	18.7%	—
(b)／総数 高齢者比率	4.6%		5.4%	—	6.5%	—	7.8%	—	9.6%	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	10,526	▲ 6.5	9,519	▲ 9.6	9,484	▲ 0.4	9,438	▲ 0.5	9,131	▲ 3.3
0歳～14歳	2,150	▲ 17.6	1,533	▲ 28.7	1,360	▲ 11.3	1,279	▲ 6.0	1,183	▲ 7.5
15歳～64歳	7,065	▲ 6.7	6,548	▲ 7.3	6,290	▲ 3.9	5,922	▲ 5.9	5,524	▲ 6.7
うち15歳～29歳 (a)	1,820	▲ 13.7	1,625	▲ 10.7	1,667	2.6	1,541	▲ 7.6	1,208	▲ 21.6
65歳以上(b)	1,311	21.4	1,438	9.7	1,834	27.5	2,237	22.0	2,424	8.4
(a)／総数 若年者比率	17.3%	—	17.1%	—	17.6%	—	16.3%	—	13.2%	—
(b)／総数 高齢者比率	12.5%	—	15.1%	—	19.3%	—	23.7%	—	26.5%	—

区 分	平成22年	
	実 数	増減率
総 数	8,726	▲ 4.4
0歳～14歳	1,059	▲ 10.5
15歳～64歳	5,041	▲ 8.7
うち15歳～29歳 (a)	1,045	▲ 13.5
65歳以上(b)	2,626	8.3
(a)／総数 若年者比率	12.0%	—
(b)／総数 高齢者比率	30.1%	—

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 9,638	-	人 9,402	-	% ▲2.4	人 9,069	-	% 0.0
男	4,804	49.8%	4,695	49.9%	▲2.3	4,500	49.6%	▲0.2
女	4,834	50.2%	4,707	50.1%	▲2.6	4,569	50.4%	0.2

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民除く)	人 8,609	-	% ▲5.1	人 8,518	-	% ▲1.1
男(外国人住民除く)	4,254	49.4%	▲5.5	4,227	49.6%	▲0.6
女(外国人住民除く)	4,355	50.6%	▲4.7	4,291	50.4%	▲1.5
参考 男(外国人住民)	14	51.9%	—	14	56.0%	0.0
参考 女(外国人住民)	13	48.1%	—	11	44.0%	▲15.4

②産業の推移と動向

昭和35年当時、6,176人であった就業人口は、5年ごとのすう勢の中で、昭和55年に一度増加するものの、50年間で約32.8%となる2,026人が減少し、平成22年に4,150人となっています。

産業別の就業人口比率は、第1次産業が昭和35年の43.5%から平成22年には26.1%に減少し、第2次産業は、昭和35年の12.5%から平成22年には16.1%へ増加、第3次産業は44.0%から55.9%へ増加しています。

これらの内訳を業種別にみると、昭和35年から平成22年までの50年間に、農業は1,462人(57.9%)の減、運輸・通信業は862人(78.3%)の減、卸売・小売業は182人(30.9%)の減となる一方、建設業は5人(1.8%)の微減、サービス業全体では624人(105.4%)の増となっています。

全体の就業人口が減少した要因については、農家の離農と国鉄分割民営化、これらに加え社会全体における人口減少、商店等の疲弊によることと考えられますが、食糧基地北海道の一端を担う地域として、また、森林等による低炭素社会を構築する一つの地域としては、第1次産業の就業人口が減少し続けていることは危惧するところであります。

そのため、地産地消の推進に加え、農業後継者や新規就農者等の確保に努めるなど基幹産業を守っていく取り組みが必要であり、さらには、グリーン・ツーリズムや自然体験など本町が持つ地の利や豊かな自然環境を活かした新たな地域経済の活性化が重要であり、地元企業や商店街などについても、地域の企業・商店などを守るという意識を町民が持って生活し経済活動をする必要があります。

表1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	6,176人	5,866人	▲ 5.0%	5,800人	▲ 1.1%	5,345人	▲ 7.8%	5,385人	0.7%
第一次産業 就業人口比率	43.5%	35.1%	-	33.0%	-	28.5%	-	26.5%	-
第二次産業 就業人口比率	12.5%	15.6%	-	15.9%	-	17.5%	-	19.6%	-
第三次産業 就業人口比率	44.0%	49.2%	-	51.1%	-	53.7%	-	53.8%	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	5,072人	▲ 5.8%	4,852人	▲ 4.3%	5,050人	4.1%	4,773人	▲ 5.5%	4,518人	▲ 5.3%
第一次産業 就業人口比率	26.1%	-	24.3%	-	23.0%	-	24.7%	-	26.7%	-
第二次産業 就業人口比率	20.0%	-	24.9%	-	22.5%	-	19.0%	-	17.2%	-
第三次産業 就業人口比率	53.9%	-	50.8%	-	54.5%	-	56.4%	-	55.5%	-

区分	平成22年	
	実数	増減率
総数	4,150人	▲ 8.1%
第一次産業 就業人口比率	26.1%	-
第二次産業 就業人口比率	16.1%	-
第三次産業 就業人口比率	55.9%	-

※分類不能の産業があるため 100%にならない年がある。

(3) 市町村行財政の状況

①行政の状況

本町の行政については、合併前からの行政改革と、合併後に策定した「安平町行政改革大綱」及び「集中改革プラン」、さらには「第2次安平町行政改革プラン」により、事務事業の見直しや定員の適正化、組織機構の改革、民間委託の推進などに取り組んでいます。

これにより、合併時の平成18年3月末に171人であった職員数は、平成27年4月には139名と9年間で32名の削減を進めるとともに、課の再編やグループ制、文書管理システムの導入により、職員の削減と簡素で効率的な行政運営に努めています。

また、合併以降は分庁舎方式を採用してきましたが、人口減少・少子化対策として、庁舎を活用し子育て支援施設の整備による子育て環境の充実を図るため、既存公共施設の集約と再配置による庁舎機能の一元化を進めるところです。

なお、現在の一部事務組合等の現状は次のとおりとなっています。

一部事務組合等の状況

■一部事務組合の状況

《平成 27 年 4 月 1 日現在》

組合の名称	設立年月日	事務所の所在地	組合を組織する 地方公共団体	事務内容
安平・厚真行政事務 組合	昭 44. 4. 1	安平町早来北進 218 番地 7	安平町、厚真町	農業・生活廃棄物の収集及び 処理並びに廃棄物の再生利用 に関すること
胆振東部消防組合	昭 46. 7. 1	厚真町字錦町 47 番地	安平町、厚真町、 むかわ町	消防に関する事務
胆振東部日高西部衛 生組合	昭 47. 4. 1	むかわ町晴海町 94 番地	安平町、厚真町、む かわ町、日高町、平 取町	し尿の処理並びに浄化槽 清掃業の許可に関するこ と

■協議会の設立状況

《平成 27 年 4 月 1 日現在》

名 称	設立年月日	事務局の所在地	構成団体	共同事務処理の内容
東胆振広域市町村圏 振興協議会	昭 47. 10. 2	苫小牧市役所	苫小牧市、白老町、 安平町、厚真町、む かわ町	・広域市町村圏の計画及び 施策の推進 ・定住自立圏の形成推進
千歳・苫小牧地方拠 点都市地域整備推進 協議会	平 4. 11. 30	千歳市役所内	千歳市、苫小牧市、 恵庭市、白老町、安 平町、厚真町	・拠点都市地域の形成実現 のための事業

②財政の状況

平成 12 年度から平成 17 年度、平成 22 年度、平成 25 年度までの歳出総額を比較すると、平成 12 年度の旧両町の総額 7,337 百万円が平成 17 年度 6,704 百万円と約 8.6%の減となっていますが、その後は、平成 22 年度に 6,831 百万円、平成 25 年度に 7,728 百万円と増えています。

これは、ぬくもりセンター建設事業や公営住宅、国道 234 号早来道路の開通に伴う町道改良などの大型事業が完了したことから、平成 17 年度に減となったものであり、平成 22 年度については町道整備事業、平成 25 年度については早来北町公営住宅や給食センターの建設など、投資的事業の増加が要因と考えられます。

平成 25 年度の財政力指数については、高所得者により類似団体の平均を上回っていますが、全国平均と比べると下回っており、平成 24 年と平成 25 年の歳入を比較すると約 125 百万円の増加となっていますが、公債費等の増加もあり財政力指数は減少の傾向にあります。

また経常収支比率は、平成 17 年度と平成 25 年度を比較すると、11.2 ポイントの減となっており、職員採用の抑制による人件費の削減など、行政改革によるものとなっています。

今後も、引き続き、財政健全化法に基づく 4 指標の適正化による健全な財政運営に努めるとともに、町の主要施策に係る予算概要の公表等により情報の提供と共有化を図っていきます。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成12年度 (旧追分町)	平成12年度 (旧早来町)	平成17年度	平成22年度	平成25年度
歳入総額 A	3,434,378	4,198,080	6,798,643	6,969,170	7,847,189
一般財源	2,315,033	3,016,434	4,369,019	4,704,598	4,825,566
国庫支出金	218,391	193,095	503,085	674,704	1,026,032
都道府県支出金	121,151	173,037	303,480	245,821	481,608
地方債	430,500	185,400	683,000	711,799	653,744
うち過疎債	308,800	0	22,700	79,900	79,200
その他	349,303	630,114	940,059	632,248	860,239
歳出総額 B	3,359,341	3,977,791	6,704,717	6,831,180	7,727,622
義務的経費	1,272,014	1,632,676	2,663,905	2,457,403	2,576,487
投資的経費	918,055	603,176	1,139,653	775,700	1,850,809
うち普通建設事業	859,401	596,406	1,118,925	775,700	1,850,809
その他	1,169,272	1,741,939	2,901,159	3,598,077	3,300,326
過疎対策事業費	443,600	0	779,482	824,229	1,533,540
歳入歳出差引額 C (A-B)	75,037	220,289	93,926	137,990	119,567
翌年度へ繰越すべき財源 D	27,720	18,817	4,700	57,339	1,444
実質収支 C-D	47,317	201,472	89,226	80,651	118,123
財政力指数	0.281	0.401	0.498	0.441	0.377
公債費負担比率	20.9	16.3	16.3	13.5	14.3
実質公債費比率	-	-	15.9	14.8	11.8
起債制限比率	12.9	11.6	8.4	8.2	4.5
経常収支比率	83.4	88.1	93.2	80.2	82.0
将来負担比率	-	-	-	110.4	70.9
地方債現在高	4,330,779	4,254,851	8,870,299	9,734,323	9,928,021

③施設整備水準等の現況と動向

本町の施設整備については、過去の分村や極めて厳しい財政環境などから全般的に遅れ、それが後年に影響したものや、国家的プロジェクトの影響などから全般的に遅れています。

このような中、平成2年に施行された「過疎地域活性化特別措置法」と、これに代り平成12年に新たな過疎法として施行された「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく過疎計画の推進等により、町道の整備率や水道普及率、水洗化率のいずれも上昇するなど社会基盤の整備が進みつつありますが、生活環境の向上や移住・定住施策を進めるうえでは、引き続き社会基盤の整備が必要となっています。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末
市 町 村 道					
改良率(%)	-	14.2	56.4	71.1	74.0
舗装率(%)	-	6.8	41.4	56.2	59.5
農道					
延長(m)	-	-	-	-	1.9
耕地1ha当たり農道延長(m)	-	-	-	-	0.3
林道					
延長(m)	-	-	-	-	-
林野1ha当たり林道延長(m)	-	-	-	-	-
水道普及率(%)	16.3	76.2	84.4	84.8	82.1
水洗化率(%)	-	4.6	8.4	19.5	84.6
人口千人当たり病院診療所の病床数 (床)	-	6.2	6.1	6.1	4.5

区 分	平成25 年度末
市 町 村 道	
改良率(%)	76.0
舗装率(%)	61.6
農道	
延長(m)	3.5
耕地1ha当たり農道延長(m)	0.5
林道	
延長(m)	-
林野1ha当たり林道延長(m)	-
水道普及率(%)	82.9
水洗化率(%)	84.3
人口千人当たり病院診療所の病床数 (床)	4.6

(4) 地域の自立促進の基本方針

地域が自立し真に活性化するためには、地域を構成する要素である「まち」「人」「産業」の3つがそれぞれ元気になっていくことが必要といえます。

まちづくりに向けて様々な課題・諸問題がありますが、まちづくりの進め方や行政のあり方に関する課題以外は、すべてこの3要素に関わる課題であり、これらの課題を克服することが、活力ある暮らしやすいまちづくりにつながります。

そのため、安平町のまちづくりにおいては、恵まれた自然環境や立地条件、豊かな人材などを活かしながら、これらの課題に的確に対応することで、活力ある地域づくりを目指します。

ア) まちづくりの目指すべき姿

まちづくりの基本的な方向性(基本目標)

活力ある地域づくりを目指すため、まちづくりの基本的な取り組みの方向性を以下のように設定し、その方向性に沿って各種施策を組み合わせながら展開していくものとします。

【基本的な方向性】

- ① 生活重視のまちづくり
- ② 恵まれた立地条件を活かしたまちづくり
- ③ 豊かなところを育む学びのまちづくり
- ④ 住民と行政との協働によるまちづくり

イ) 基本目標の推進

①生活重視のまちづくり

～いつまでも住み続けたい、安心して暮らせるまちの創造のために～

行政の最大の目的は住民の福祉の向上です。地域が発展するためには、住民のみなさんが満足する、本当に住んでよかったと思える地域づくりを進めることが重要であり、そうした地域は外部からみても活力があり、いきいきと見えるものです。

そのため、住民の声を的確に把握しつつ、子育てがしやすい、いつまでも安心して住み続けられる総合的な暮らしやすさの向上を最優先としたまちづくりを進めます。

a. 魅力あふれるまちづくり

私たちが日常生活を快適に暮らしていくためには、質の高い生活環境の整備や自然環境の保全などが必要になってきます。

本町の貴重な財産である豊かな緑や安平川などの清流の保全と創出に努めながら、自然環境と調和した循環型社会の構築を目指し、現在整備が進められている下水道の整備促進、ごみ対策や資源循環のしくみづくりに取り組むとともに、富岡みずばしょう園等の整備促進や植樹による自然環境の保全と水資源の確保を図ります。

居住地域においては、既存公園の魅力向上、新たな公園・緑地の適切な配置、街中の緑化・飾花を促進し、うるおいとやすらぎのあるまちの創出に努めます。

また、地域内の連携の向上を図るため、市街地と市街地、市街地と農村地域を結ぶ道路網の整

備を図るほか、通信網の整備を促進し、人や情報の円滑な流れの確保や移動交通手段の充実を図るなど、年少者や高齢者などの交通弱者でも移動しやすい環境整備に努めます。

b. 安心を大切にすまちづくり

安心して子どもを産み育てられるまちづくりを目指し、多様な保育サービスや相談機能などの子育て支援サービスの充実を図ります。また、住民間で子育てを支えあうしくみの導入についても検討し、地域をあげた子育て支援体制の確立に努めます。

今後、しょうがいを持つ方や更なる増加が予測される高齢者の対策については、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられる環境整備を総合的に進めるものとし、保健・医療・福祉サービスの充実や、役場庁舎や公共施設などのバリアフリー化を進める一方、地域の中で活動・活躍できる場や機会の拡充を図るなど、人々の元気や活力を引き出すまちづくりを進めます。また、地域における住民相互の支え合いのしくみの充実を図ります。

地域の安心感・安全性に直接かかわる消防・救急・防災・国民保護については、計画的な施設及び資器材の充実と救急救命士などの人的体制の強化に努めるほか、火山・地震・水害などの防災対策の充実を図ります。

防犯・交通安全については、防犯灯や交通安全施設の設置など、安全性の向上のための整備促進と住民の防犯意識や交通安全意識の高揚を図り、地域ぐるみでの防犯・交通安全対策を進めます。

②恵まれた立地条件を活かしたまちづくり

～多様な産業が花開くにぎわいのあるまちの創造のために～

本町は、国際空港であり北海道の空の玄関口である新千歳空港と、国際拠点港湾である苫小牧港に近く、地域内には北海道横断自動車道のインターチェンジもあるなど、陸・海・空の交通拠点が利用可能な恵まれた条件を有した地域といえます。

230万人以上の人口を抱える札幌都市圏まで直線距離で50kmあまりと近いことも本町の持つ大きな利点で、道内最大の消費地を間近にひかえ、食料供給を中心とした経済的なつながりや人的・文化的な交流を強化することで、この地域の活力向上を図ります。

立地条件の良さは、比較的温暖で雪の少ない気候条件や豊かな自然環境とあわせて定住地として高い可能性があります。

産業面では、本町の基幹産業である農業から生産される優れた農作物や、本町の農業の一角である酪農、畜産が活かされた、生産者の顔が見える安全でおいしい乳製品や畜産製品を、交通の利便性と大都市近郊という地域特性を活かした円滑でスピーディな流通の可能性を探るとともに、流通のしくみの構築を図ります。また、千歳市などと比較すると安い地価は産業立地の面でも有利です。

観光面では、現状でも33万人程度の観光客が訪れているなど、大きな可能性を秘めているほか、人口の増加や観光客の増加は商店街の活性化という点でも大きな起爆剤となり得ることから、こうした環境を最大限に活用したまちづくりを展開します。

a. 元気あふれるまちづくり

本町の基幹産業である農業については農業基盤整備を進め、農地の集約と集団化・共同化を促

進し、持続可能な体制づくりを図ります。また、多様な品種ができるというこの地域の特性を活かした地産地消の推進や、札幌都市圏、千歳市・苫小牧市などの大消費地を控えるという立地条件の良さを活かした、安全でおいしい、付加価値の高い農業の育成を目指し、自然環境と調和した産業として地域の発展を担えるよう支援します。

また、酪農や畜産も盛んで、そこから生産された牛乳や食肉を原料とした民間の乳製品製造工場や食肉加工工場もあり、酪農・畜産農家を中心として、地域で生産された原材料のみを使用した食肉、乳製品、食肉加工品など、酪農・畜産関連の生産物のブランド化を推進します。

特に酪農は、日本における草分け的存在で、2015年度には「全日本ホルスタイン共進会」が本町で開催されました。

工業については、苫小牧東部開発地域における自動車関連産業のほか、近年はエネルギー産業や食関連産業などの誘致が進んでいることから、関連企業の誘致を図るとともに、それに伴う工業団地や住宅団地の新たな整備の検討と、道路網の整備や工業用水の確保を図り、本町の持つ立地条件を活かした企業誘致を進めます。

また、地域の資源を活用した新たな産業の振興を図るなど、内発的な産業育成についても取り組みを強化します。

商業については、多様化する消費者ニーズに対応するため、経営者の意識改善や経営能力の向上と商業・サービス業施設の新たな立地促進を図る一方、空き店舗の有効活用方策についても検討するなど、商店街周辺に人が集まるしくみづくりを進めます。また、しょうがいを持つ方や高齢者が買物しやすくなるように、歩道空間のバリアフリー化や移動手段の確保など、高齢化に対応した商店街づくりを支援します。

観光については、観光客が町内で回遊・滞在するしくみの構築を目指し、情報発信基地の整備をはじめ観光資源の発掘と既存資源の魅力向上、特産品を活かした新たな名物の創出、滞在型観光拠点の形成、都市農村交流やグリーン・ツーリズムなど、地の利を活かした観光振興を図ります。

また、地域に根ざした産業育成のため、各産業間の交流、意見交換の場づくりや新たな起業の支援など、多様な地域産業の振興を図り、雇用の場の確保に努めます。

沿道の景観と環境保全整備により景観創出に結び付けていく取り組み（シーニックバイウェイ）等を視野に入れた道央と道東地域を結ぶ大動脈となる北海道横断自動車道の追分町インターチェンジ周辺の魅力づくりとして、ふるさとの景観を活かした賑わいエリアの整備と、回遊・交流ステーション形成事業等を進めることにより町内全域を対象とした観光空間の創出を進めます。

b. 良質な住宅の確保

本町は道内でも積雪が少なく、気候も比較的温暖であるほか、市街地周辺に緑も多いなど、居住地として多くの魅力を兼ね備えています。

地域における雇用の創出を定住人口の拡大につなげるためには、安価で良質な住宅の供給が欠かせないことから、「安平町住宅総合計画」及び「安平町公営住宅等長寿命化計画」により公営住宅の建替えや民間住宅なども含めた施策の展開を図り、特に老朽化した公営住宅については、世代間における交流が可能となるように子育て世代の若い方から高齢者まで、いずれの世代も暮らしやすいよう、計画的な改修を行いながら、良質な公営住宅の確保を進めます。

また、地域の特性を活かした魅力ある宅地の検討に加え、既存住宅団地の販売を促進し、安定

的に定住者の確保を図ります。

加えて、空き家となった住宅に関する情報の収集・提供や住宅リフォームによる空き家活用を促進するなど、地域の住宅資産が有効に活用されるよう体制を整えます。

③豊かなこころを育む学びのまちづくり

～住民一人ひとりが輝くまちの創造のために～

まちづくりは人づくりといわれるように、地域を活性化するためには、地域を愛し、地域において主体的に活動できる人材を育てることが一番の早道といえます。

そのため、生涯学習社会の実現を目指し、学習のための施設の充実と文化・芸術・スポーツをはじめとする各種学習講座の充実を図ります。また、地域全体で子どもたちを見守り育てる体制の構築や、学校教育における個性や可能性を育てる教育を推進するなど、心豊かで多様な可能性を持った人材の育成を目指します。

a. 一人ひとりの個性や可能性を伸ばすまちづくり

子どもたちがそれぞれの持つ可能性を伸ばし、個性豊かに成長することを目指すため、特色あるカリキュラムによる授業やボランティア教育、子育てに関する学習機会の提供や関係団体への積極的支援など特徴ある学校教育と社会教育を推進します。

また、小学校の統廃合については、各学区における児童数の推計や、地域、父母、学校などとの十分な協議、意見交換、地域の声を最大限に尊重し方向性を打ち出すとともに、特別な支援を要する児童に対する適切な指導を行うための対策、幼保連携、一貫教育を見据えた小中学校の連携強化、歴史ある追分高等学校の存続に向けた全町的な運動の展開を進めていきます。

まちづくりは、人づくりであり、人づくりは教育であるとの観点から、ブックスタートの継続や、体験学習の強化と食農教育の充実、郷土の歴史・文化に根ざした学習を積極的に取り入れるとともに、教育現場とはまた違った形で部活動における「外部コーチ制度」の積極的な活用や、地域の自然とのふれあいを学習に取り入れるなど、郷土を愛する心を育む教育の充実を進めます。

b. 生きがいのあるまちづくり

地域において主体的に活動できる自立した個人の育成を目指し、住民一人ひとりが様々な学習をすることができる生涯学習社会の実現に努めます。

そのため、公民館などの中核的な学習施設の整備に努めるほか、各種学習講座の充実や講師となる人材の発掘・育成を図ります。

また、地域ごとに行われる生涯学習活動などへの支援や、町民の知恵や技術と経験を活かし、潜在的な能力を発揮して活動の核となっただく、「町民マスター制度」や「有償ボランティア制度」などを創設し、多様化するニーズに対応した生涯学習体制の整備を推進するとともに、様々な活動を展開する団体や個人間の交流促進のためのしくみの構築など、自主的な活動を促進するまちづくりを推進します。

④住民と行政の協働によるまちづくり

～活気あふれるコミュニティが支えるまちの創出のために～

まちづくりの主人公は地域に暮らす住民一人ひとりであり、本来まちづくりは住民の総意に基づいて進められるべきものです。

このためには、住民と行政、企業などがそれぞれの立場で共通認識と理解を示し、力と心を合わせて自分たちの足で成り立っていけるように地域の強い土台づくりが必要で、自分たちの町は自分たちで作るという気概と高い理想を町民一人ひとりが持つことが大切です。

本町のまちづくりにおいては住民が意見を表明する機会を拡充し、その意見を施策に取り入れるしくみを整え、住民と行政との対話に基づく最善のまちづくりを進めていきます。

a. 信頼されるまちづくり

安平町では、誰がどのような役割を担い、どのような方法でまちづくりを進めていくかなど、具体的な自治の仕組みや基本ルールを定めた「安平町まちづくり基本条例」を町民とともに作り上げ、平成26年度に施行しました。

当条例では、町民参画と協働を進めるためには情報の公開と共有が重要としており、情報通信網の整備を促進し行政施策全般における住民との情報共有化と意見表明機会の確保や施策への反映のしくみの構築を図ります。

そのため、あらゆる機会、媒体を通じた積極的な情報公開と提供を行う一方、住民一人ひとりのまちづくりへの参画意識の高揚を図るための意識啓発活動を強化します。

住民自治の考え方に基づく、地域の課題を地域住民が主体的に考え、解決するためのしくみとして地域単位でのまちづくり体制の構築についても検討し、住民のまちづくり活力の積極的な導入に努めます。

こうした住民参画の単位となる地域組織等（地域コミュニティ）や活動団体（テーマ型コミュニティ）の活性化を図るため、リーダー・担い手育成やまちづくりのための勉強会の開催、多様な交流活動の促進など、学習や交流の中から新たな活力が芽生えるよう支援を図ります。

まちづくり活動への女性の参画をはじめ、幅広い世代からの参画方法を取り入れながら、行政が設置する委員会や審議会、まちづくり組織などにおいて意見が反映できるように努めます。

b. 効率的・効果的な行財政のしくみづくり

不安定な社会経済情勢を見据えた柔軟かつ弾力的な対応が可能となる財政運営の推進を図るため、総合計画との整合性を取った計画性と実効性のある「中期（5か年）財政計画（収支試算表）」と、安平町行政改革プランによる効率的、効果的な行政運営の推進と行政評価システムの構築により、行政の透明性と効率化を図るとともに、職員数の適切な管理・配置を通じた組織の効率化を進めます。

あわせて、指定管理者制度やPFI（民間資金などを活用し公共施設等の建設などを行う手法）など民間活力を活用した事業手法や事業評価を導入し、効率的・効果的なまちづくりを進めます。

また、医療などの生活機能の確保や地域間交流といった観点からも、苫小牧市や千歳市をはじめとする周辺市町村との連携が欠かせないことから、広域行政の推進を図ります。

(5) 計画期間

計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5箇年間とする。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農林業

ア) 農業

安平町は、酪農王国北海道においても酪農の歴史が古いことで知られていますが、日本を代表する軽種馬の生産地としても知られています。現在の農家経営形態としては、酪農・畜産・水稲・畑作・施設園芸などを組み合わせて行う複合経営が中心となっていますが、安価な輸入農産物や農産加工品の流入による農産物価格の低迷、そして農業資材の高騰などの影響を受け、農業生産額も農業所得率も減少傾向にあることや、宿命ともいえる自然災害や増加する一方の鳥獣被害に加え、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）といった新たな動きも加わり、農業情勢は不透明感と多くの課題を抱えています。

特に、特産品のメロンは産地の増加により、産地間競争が激化し価格の低迷が続いていることや、後継者不足などにより、作付面積の減少が続いています。

一方、農業就業人口については、減少してきている反面、65歳以上の就業人口は年々増加しており、将来の農業に不安の影を落とす状況となっていることから、後継者対策や新規就農対策が必要です。

また、生産基盤については、国営農地開発事業による畑地造成や道営中山間地域総合整備事業により農業基盤整備事業が進められてきました。また、着工から四半世紀が経過した夕張シューパロダムからの国による導水事業が完了したことから、道営農地整備事業による畑かん末端整備や飲雑用水道整備の早期完了が望まれています。

農家戸数と農家就業人口の推移（国勢調査・農業センサス） 安平町

区分 年次	農 家 数					農家就業人口
	総 数	専 業 農 家	兼 業 農 家			
			総 数	第 1 種	第 2 種	
平成2年	392戸	202戸	190戸	121戸	69戸	1,000人
平成7年	353戸	192戸	161戸	116戸	45戸	807人
平成12年	306戸	181戸	125戸	93戸	32戸	750人
平成17年	253戸	145戸	108戸	91戸	17戸	656人
平成22年	227戸	152戸	75戸	50戸	25戸	579人

経営耕地面積と1戸あたりの経営耕地面積の推移（国勢調査・農業センサス） 安平町

（単位：ha）

区分 年次	経営耕地面積	1戸あたりの経営耕地面積
平成2年	5,258	13.4
平成7年	5,303	15.0
平成12年	5,293	17.3
平成17年	5,332	21.1
平成22年	5,857	25.8

イ) 林業

安平町の森林は、「北海道林業統計」によると平成26年では総面積10,766haで町土面積の約45%を占め、そのうち道有林が約3,090ha（森林面積に対し約29%）、町有林が約1,021ha（同約10%）、その他民有林が約5,537ha（同約51%）となっています。

安平町の森林はこれまでの農地開発、ゴルフ場開発、砂利採取等による森林伐採が進み、民有林に対し育林事業を行っているものの、森林資源が失われつつあります。その結果、表流水の保持の低下と地下水脈の流れが変わり将来的な水不足を招く可能性があることが憂慮されています。こうした中で、自然環境の根幹となる森林の保全と、森林が有する公益機能の有効活用を図るため、森林の持つ治山・治水機能や生態的機能の重要性を理解してもらうための普及活動や、町民を対象とした植樹を通じた緑化意識の啓発などを進めていく必要があります。

所有別森林面積の推移 安平町 (単位：ha)

年次	総面積	国有林	道有林	町有林	その他民有林	備考
平成22年	9,934	199	3,090	1,025	5,620	
平成23年	9,904	199	3,090	1,025	5,590	
平成24年	9,876	199	3,090	1,027	5,560	
平成25年	9,878	199	3,090	1,021	5,568	
平成26年	10,766	1,118	3,090	1,021	5,537	

②地域産業・地場産業の振興

農業を基幹産業とする安平町の酪農の歴史は古く、本格的なチーズ生産が始められた地ということで、現在もその伝統が受け継がれ「カマンベールチーズ」を中心にチーズの生産が行われています。また、近年では、菜の花を活用した商品開発や観光振興が行われているほか、産地直送の「安さと新鮮さ」から生産者自ら農産物の販売を行う「直売所」が人気となっています。

今後は、こういった特産品や地域資源を「あびらブランド」とするなど地場産品の付加価値向上とともに、新たな雇用創出や地域特性に起因する独自性の確立を図る必要があります。

また、観光においては、全国各地から有名馬をひと目見ようと見学に訪れていることから、この数多くの牧場見学者を観光客として、いかにこの地域に滞在させるかが今後の課題となっています。

工業(製造業)の推移(工業統計調査) 安平町

区分 年度	事業所数	従業者数 (人)	製品出荷額等 (万円)
平成21年度	14	638	1,528,186
平成22年度	15	681	1,368,074
平成23年度	14	514	1,317,846
平成24年度	14	518	1,255,346
平成25年度	15	818	1,721,901

業種別事業所の推移(工業統計調査) 安平町

区分 年度	食料品 製造業	木材・木製品 製造業	家具・装 備 品製造業	プラスチック製 品製造業	窯業・土石 製品製造業	金属製品製 造業
平成21年度	6	1	1	2	2	1
平成22年度	6	2	1	2	2	1
平成23年度	6	0	1	2	1	2
平成24年度	5	2	1	2	1	1
平成25年度	6	1	1	2	2	1

③企業誘致

安平町には早来臨空工業団地、安平工業団地、北町工業団地があります。近年では、震災時のリスク分散という企業の考え方もあり、工場の増設や道外企業の現地法人による進出がありました。

今後も、交通の利便性等をPRしながら、北町工業団地の販売に努めるとともに、追分地区工場適地についても誘致活動を行っていく必要があります。

④起業の促進

新たな起業の促進については、水や土地の問題があるものの、立地条件と豊かな地域資源を活かした産業の創出や、高齢化時代に対応した各種サービスを提供する福祉産業を促進するとともに、町内企業や事業所に対する支援に加え、地域の自主性による「地域産業の育成」と「地域社会づくり」の視点に立った起業の育成、新産業の創出が必要となっています。

⑤商業

商店街を取り巻く環境は、人口と商店数の減少からくる販売額の落ち込みに加え、近郊都市部への大型店の進出や車社会が起因する消費者の町外流出などによって、商店経営にとっては厳しい状況となっています。

このため、追分地区では「中心市街地活性化基本計画」に基づく商業の活性化計画を策定し、商店街の近代化と活性化を目的とした商業基盤施設の建設やポケットパーク、道路のバリアフリー化などにより、誰もが気軽に利用できるたまり場づくりを進め、ソフト事業の実施などにより賑わいの創出に努めています。

一方、早来地区は、国道234号早来道路整備事業による国道切り替え後の商店街の衰退が危惧されたことから、空き店舗の対策として、商店街のシャッターに絵を描き人の目を楽しませるシャッターアート事業の実施や、平成25年にはデマンドバスの待合所を兼ねた街中の賑わい創出施設として「まち・あいステーション ラピア」を整備し、町内の多様な団体の利用とともにイベントが開催されています。

安平町商工会では、全町共通の商品券を発行するとともに、景気対策と町外への消費流出抑止を兼ねた町内店舗へのお客様誘導対策として、プレミアム商品券事業の実施、さらには、商店街活性化や街中での滞留を促すためのデマンドバス事業に取り組んでいますが、人口減少は今後も進み商店の経営は更に厳しくなることが予想されることから、今後は商店に限らず行政や企業も参加でき全町的に利用ができる新たなポイントサービス事業の実施や起業者に対する全面的な支援、商店の後継者対策を総合的に進め今後の商業振興・活性化を進めていく必要があります。

商店数従業者数及び販売額（商業統計調査）

安平町

区分 年次	商店数（戸）	従業者数（人）	年間販売額（万円）
平成9年	122	517	1,384,721
平成11年	118	498	1,273,419
平成14年	110	475	1,102,920
平成16年	102	534	1,453,046
平成19年	92	482	1,702,272
平成26年	73	384	639,642

*平成26年数値は、商業統計調査（速報値）です。

平成26年調査では、商業統計における調査基準が変更となっています。

⑥観光・レクリエーション

安平町の観光・レクリエーション施設の整備状況については、明治35年（1902年）、日本で最初に指定を受けた保健保安林とその中にキャンプ場やアスレチック遊具などを整備した鹿公園、鉄道のまちの象徴であるSLを保存展示している鉄道資料館、ナイター設備を備えた安平山スキー場、福祉サービス施設・情報通信システム・温浴施設の機能を備えた「ぬくもりセンター」をはじめ、総合運動公園のときわ公園では、「あびら夏！うまかまつり」の開催会場となっているほか、全天候型多目的運動施設の「せいこドーム」があり、プールやスケートリンクなど年間を通して来訪者が訪れています。また、民間では古い歴史をもつ鶴の湯温泉やゴルフ場、パークゴルフ場などがあります。

また、近年では、四季を通じて自然や花木を楽しめる「富岡みずばしょう園」の整備をはじめ、菜の花やハスの花を鑑賞する来町者が増えているなど、花をテーマとした観光振興が進みつつあります。

しかし、これらの地域資源は通過型・単一目的型の観光が大半であることから、町内での回遊及び滞在を促す必要があるとともに、町の魅力を発信する情報発信拠点づくりと体制構築が求められています。

また、心の豊かさや自然環境に恵まれた地域での子育てや移住定住に関心が寄せられており、本町を訪れる交流人口の都市住民に対し、地域の農作業や自然と触れることができる体験観光、都市農村交流やグリーン・ツーリズムによる本町の魅力発信の取組みを積極的に展開するなど、地域イメージの向上・交流人口の増加・子育て世代をはじめとした定住人口確保と関連性を持たせながら取組みを進める必要があります。

(2) その対策

①農林業

- 持続可能な力強い農業を実現するため、農業基盤の整備強化を進め、経営規模の拡大や地域振興作物の生産性向上を図ります。
- 夕張シューパロダムからの導水事業が完了したことから、道営事業の総合的な整備促進を関係機関に要望していきます。
- 若手農業者の確保や担い手育成が喫緊の課題であることから、新規就農者対策や後継者対策を

展開していきます。特に、市場から強い支持があるアサヒメロンについては、ブランド継承対策として新規就農対策を強化していきます。

- 農畜産物の付加価値向上に向けて、商工業者と農林業者との連携促進（農商工連携）の取り組みを通じた六次産業化、地域ブランド化や新商品開発などの支援に取り組みます。
- これまでにコントラクター組織が立ち上がるなど、引き続き経営のスリム化や環境保全効果の高い営農活動を図る農業者に対する支援を行います。
- 伝統ある酪農及び肉用牛生産の近代化と経営支援を図るため各種支援策を継続するとともに、優良家畜の育成を支援するため公共牧場の環境整備と利用促進に努めるほか、軽種馬産業の発展に向けた支援を継続していきます。
- 安平町森林整備計画に基づいた森林整備に努めるとともに、森林の保護育成による緑化推進と水資源確保に向けた、緑化思想を普及していきます。
- 計画的に除間伐や植林を行い、森林の持つ治山・治水機能の保全に努めます。

②地域産業、地場産業の振興

- 地場産品や地域の資源を活かした商品開発とブランド化を支援するとともに、観光資源と組み合わせた体験プログラムや観光メニュー、農産物直売所などによる新たな地域産業の創出を目指します。

③企業誘致

- 当町の立地条件を活かして、災害時のリスク分散を検討している企業等に対しバックアップ構想を策定した北海道と連帯したアプローチなど、既存の工業団地や工場適地の継続的な企業誘致を進めていきます。
- 未売却工業団地の状況や社会情勢の動向を見極め新たな工業団地の造成整備を検討します。

④起業の促進

- 農業や商業、観光レクリエーションとの結びつきを強め、地域産業・資源が循環する地域産業の育成に努めるとともに、移住者や若者等による起業の側面的なサポートを行います。

⑤商業

- 商店街の賑わい創出を図るため、チャレンジショップやおためし出店による空き店舗対策や起業支援制度の創設、後継者対策について検討していきます。
- 商店街の交流拠点施設を活用した各種イベント開催を支援していきます。
- 町商工会で実施しているデマンドバス運行にあわせて、商店街への滞留や賑わい創出の仕掛け創りを関係団体と連携しながら進めていきます。
- 町内経済循環と各店舗へのお客様誘導、町外への購買力流出抑止などの観点から、町の行政サービスを含めた多目的活用を視野に、使いやすい町内商店街ポイントカードなど、新たな取り組みについて検討します。

⑥観光、レクリエーション

- 町内の情報発信基地として「道の駅」を建設するとともに、回遊・交流ステーション形成事業

による中核施設等の施設整備を行いながら、町内回遊による交流人口拡大に向けた仕組みを構築していきます。

- 観光振興策として、旅行代理店と連携した町内モニターツアーやルート開発、北海道の四季を楽しむ外国人観光客の受入など、新たな取組みを進めます。
- 地域の特色を活かしたスポーツ大会の誘致を推進するとともに、各体育施設や合宿所を活用したスポーツを通じた交流人口の増加を図ります。
- 本町を訪れる都市部の住民に、農作業体験や自然と触れる体験活動を通じて町の魅力を知ってもらう農業部門と観光部門の連携によるグリーン・ツーリズム事業を展開していきます。
- キャンプ場を併設する鹿公園及びときわ公園等には、住民だけではなく札幌や近郊都市からの来訪者も多いことから、より魅力的な環境整備や計画的な設備更新を行うとともに、潤いのある快適空間を創出していきます。
- 旧安平ダム建設予定地や環境保全林については、森林によって水を貯える貯水機能を有しており、これまで実施してきた植林事業を通じた貯水・保水力機能の強化を継続するとともに、自然豊かな森林空間を活用した森林浴やフットパス、休養などの憩いの場としての空間づくりに努めます。

(3) 計画

事業計画 (平成 28 年度～平成 32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
1 産業の振 興	(1) 基盤整備 農 業	国営かんがい排水事業 (安平川地区)	国		
		国営造成土地改良施設整備事業 (フモンケ地区)	国		
		基幹水利施設管理事業 (瑞穂ダム)	町		
		農地整備事業 (畑地帯担い手育成型) 追分地区	道		
		農地整備事業 (畑地帯担い手育成型) 春日地区	道		
		林 業	町有林管理事業	町	
			民有林振興対策事業	町	
	(3) 経営近代化施設 農 業		公共牧場整備事業	町	
		地域農業支援システム整備推進事業	町		
	(4) 地場産業の振興 加工施設	地場産業振興施設整備事業	町		
	(5) 企業誘致	新工業団地造成事業	町		
	(8) 観光又はレクリエー ション	道の駅・鉄道資料館整備事業	町		
		柏が丘公園整備事業	町		
		安平交流センター周辺広場整備事業	町		
		農村交流施設整備事業	町		
		ときわ公園整備事業	町		
		鹿公園周辺整備事業	町		
		みずばしょう園整備事業	町		
		大師ヶ丘公園整備事業	町		
	(9) 過疎地域自立促進特 別事業	新規就農対策事業 新規就農者の招致、育成に必要な経費を助成し、基幹産業及び農 村の活性化を図る。	町		
		土壌分析推進事業 土壌の特性を科学的に分析し、バランスの取れた土づくりと農作 物の安定生産を図ることで、持続的な農業を目指す。	町		
		耕畜連携支援事業 酪農家の減少や配合飼料価格の高騰を踏まえ、自給飼料の確保と 乳質改善、さらには耕種農家の輪作体系の確立を図る。	町		

		<p>地域ブランド化推進事業</p> <p>地場産品や地域の資源を活かした商品開発、商品の宣伝普及と販路拡大により、地域特産物のブランド化を図る。</p> <p>なお、本事業については、前計画期間に造成した基金により、平成32年度まで実施する。</p>	町	
		<p>中心市街地にぎわい事業</p> <p>商店街の交流拠点施設等を活用しながら、商店街及び市街地における賑わい創出に向けた取り組みを行い、商店街を含めた中心部の活性化を目指す。</p>	町	
		<p>消費拡大地域活性化事業</p> <p>町外への購買力流出抑止と町内経済循環、各店舗への誘客等を目指し、消費拡大による地域活性化を図る。</p>	町	
		<p>回遊・交流ステーション形成事業</p> <p>公共施設や牧場、レストランなどを観光資源としてつなぎ、町全体を観光地化することで、来町者を誘客し回遊と滞在時間を増やす仕組みを構築する。</p>	町	
		<p>交流人口拡大事業</p> <p>旅行代理店と連携したモニターツアーやルート開発、北海道の四季を楽しむ外国人観光客の受け入れなどの取り組みを進める。</p>	町	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

①道路

安平町は交通の要衝として栄えてきた町であり、現在もその特性を活かした様々な交流が展開されているところですが、その人的・物的・情報交流を支え地域の産業や生活基盤を強化するために、広域的な道路交通ネットワークづくりが重要な課題となっています。

安平町とその周辺地域を結ぶ路線は、国道1路線、道道9路線があり、国道234号に交差する形で東西に高速自動車国道「道東自動車道」が横断しており、町内には追分町インターチェンジがあることから、大型車両の交通量も多い状況です。

特に、国道234号については苫小牧、岩見沢、日高、十勝圏を結ぶ重要な路線であり、フェリーターミナルからの貨物輸送と併せ交流人口の拡大、地域住民の生活や経済活動の拡大、広域化につながる重要路線である反面、大型車両の混入率が高く、特に遠浅市街地については、これまでに交通事故が多く発生していることから、安心安全な市街地形成のため、国道の4車線化要望をしましたが、まずは喫緊の課題である交通安全対策を優先してもらおうよう、平成27年度において道路整備や主要交差点部分の右折レーン設置などによる交通安全対策事業が採択されたところであり、今後は交通安全対策事業の整備促進について要望を行っていく必要があります。

道道については、交通量の増加している道道豊川遠浅停車場線の整備促進をはじめ、道道舞鶴追分線への歩道設置等を関係機関に対して継続して要望を行っていく必要があります。

町民の生活道路である町道については、地域住民の声に応えながら計画的に整備を進めてきましたが、未整備となっている路線もあることから、引き続き財源を確保しながら、計画的に整備を行っていく必要があります。

また、これまで行政が中心に管理してきた道路については、住民を巻き込んだ道路愛護や環境美化運動をさらに進めていくためにも、「行政と住民の協働による地域づくり」をさらに発展させていく必要があります。

北海道横断自動車道については、追分町インターチェンジが新千歳空港や札幌市及び苫小牧港と道東との結節点となり、地域産業・経済・文化発展に大きな役割を果たすことから、帯広から道東までを結ぶ路線の早期完成が望まれています。

今後は、国の進める公共事業投資の更なる削減が予想されることから、町の財政状況を踏まえ、一層効果的・効率的な事業を選択していく必要があります。

また、維持関係では、これまでに整備した道路の経年劣化や相当年数を経過し老朽化した橋梁の改修などが急務となっています。

②交通

安平町を走るJRには室蘭本線と石勝線があり、道東と道央、道南の結節点としての役割を果たしていますが、利用客数が伸び悩んでいる状況です。また、札幌・千歳・苫小牧方面へのいわゆる都市間移動については、通勤・通学・通院の利便性に配慮したものと定住化を促進させる意味からも、維持・確保を求める必要があります。

一方、民間バス路線は、厚真と千歳・苫小牧方面とをつなぐあつまバスのみが運行しています。現在は事業継承となっていますが、これまでにハイヤー会社の撤退問題等もあり、公共交通を確保することが非常に困難になってきています。

また、平成25年度には、町商工会などと連携し、交通空白域の解消・生活利便性の向上・市街地の賑わい創出といった観点を踏まえて、自宅から街中停留所を結ぶデマンドバスを運行したところですが、乗合率の向上と利用者の拡大が課題となっています。

今後は、将来的な高齢者の増加などを考慮した利便性のある町内公共交通とともに、移住定住の促進や来町者にも対応した町内公共交通体系の在り方を検討していかなければなりません。

③通信基盤整備・地域情報化

安平町内のブロードバンドサービスについては、これまでに市街地を中心としたADSLサービス、さらには光回線サービスが開始されたほか、ADSLサービスエリア外についても、情報通信基盤整備事業により町内のブロードバンド化を進め情報格差を解消してきました。

情報通信環境の整備は、産業や経済だけではなく、移住定住をはじめとした日常の地域生活においても欠かせないものであり、情報化社会に対応していくことが過疎脱却の重要な課題の一つと考えられることから、今後も情報通信基盤の整備に努めていく必要があります。

防災対策としては、庁舎内部はもちろん、町内外の関係機関や諸団体との連携が必要となるため、平成8年には旧胆振東部1市6町による「災害時応援協定」、その後においても、日本水道協会道内地区協議会の「災害時相互応援に関する協定」などを締結するとともに、近年では民間事業者等との災害時間応援協定の締結を進めています。今なお活動を繰り返している有珠山や、胆振東部には最近火山活動を活発化している樽前山も控えており、今後とも、本町の実態に合わせて「安平町地域防災計画」を見直すとともに、自主防災組織の設立支援や「防災訓練」を通じた防災意識の高揚を図ることが必要です。

また、東日本大震災の教訓から、災害時や緊急時に対応した情報伝達手段の多重化が求められていることから、情報発信機能と地域活性化を目的に現在整備を進めているエリア放送の段階的な整備を進めながら防災体制の充実化に努める必要があります。

④地域間交流

本項目は、「産業の振興」の「観光・レクリエーション」と重複することから、同項目において記述しています。

道 路 橋 梁 の 現 況 安 平 町

(単位：道路km・橋梁m)

区 分		国 道	道 道	町 道	合 計
道 路	実 延 長	22.2	44.7	318.4	385.3
	改 良 済 延 長	22.2	42.2	243.2	307.6
	舗 装 済 延 長	22.2	42.2	197.1	261.5
	改 良 率	100.0	94.4	76.4	79.8
	舗 装 率	100.0	94.4	61.9	67.9
橋 梁	橋 数	8.0	23.0	88	119
	延 長	395.0	779.0	2,465.3	3,639.3
	永 久 橋 数	8.0	23.0	88	119
	永 久 橋 延 長	395.0	779.0	2,465.3	3,639.3
	永 久 橋 延 長 率	100.0	100.0	100.0	100.0

(H27. 4. 1現在 道路現況調書による)

(2) その対策

①道路

- 経済活動及び沿線住民の重要路線であり大型車両の混入率が高い国道 234 号については、将来的な 4 車線化を望むとともに、交通事故が多く発生している遠浅地区において実施している交通安全対策事業の整備促進を要望していきます。
- 道道豊川・遠浅停車場線は、厚真町、むかわ町及び日高地方と国道 234 号とを結ぶアクセス道路として、観光や産業の育成はもとより、胆振・日高圏域の地域間交流の促進、交通災害防止等、地域振興には欠かすことのできない路線であることから整備事業促進を要望するとともに、道道舞鶴追分線への歩道設置等を継続して要望していきます。
- 道道千歳・鶴川線は国道 234 号と並ぶ重要な路線であり、日高圏から新千歳空港、札幌圏を結ぶ経済・観光等の主要幹線となっています。本路線の整備により、安全な交通アクセスが確保され、本町のみならず圏域全体の地域振興に寄与することから、本路線の早期改良を要望していきます。
- 道路総延長の大部分を占める町道については、利用度が高い市街地を中心に整備が行われていますが、各地域や農村をつなぐ町道・農道の整備についても景観に配慮した道路整備を進めていきます。
- 市街地及び集落地内における主要な道路については、歩道の確保、街灯・交通安全施設の整備、街路樹の植樹など、快適で潤いのある道路空間の創出を図るとともに、道路景観を考慮した街並み整備を図ります。
- 降雪積雪期の安全な道路環境（車道・歩道）を確保するため、除雪体制を整え、迅速かつ適切な除雪に努めます。
- 国道、道道、町道のバリアフリー化や冬季の凍結路面对策、沿道景観の整備に努めます。
- 老朽化が進んでいる町管理の橋梁については、橋梁長寿命化計画に基づき計画的に整備を進めます。

②交通

- 各種定住化施策を推進するためにも、その条件整備として、千歳・苫小牧・札幌への通勤・通学・通院手段の確保のため、必要に応じて J R に対し便数の維持・確保を要請していきます。
- 近隣の町をつなぐ民間バス路線や町内運行しているデマンドバスなど、高齢者などの交通弱者の足となる公共交通の維持確保と利便性の向上に取り組みます。
- 関係機関、関係団体等と連携し、継続的に計画的な自主交通安全活動を促進するとともに、信号機や歩道、防護柵、防雪柵、冬季凍結路面对策などの促進に努めます。

③通信基盤整備・地域情報化

- まちづくり基本条例の施行に伴い、情報の提供と共有化が重要となっていることから、町ホームページやフェイスブックなどの内容の充実に努めていきます。
- 地域的な情報格差を無くすため、より一層の情報通信基盤の整備を進めるほか、利用者の普及促進、住民の情報リテラシー（選択・評価・利用能力）の向上に努めていきます。
- 地図情報を活用した新たな行政情報管理システムの導入など、更なる I T 化について検討していきます。

○災害時や緊急時、さらには平時における行政情報の提供のほか、制作動画の町外への情報発信など定住・交流人口拡大事業への結びつけによるシティプロモーション戦略として、エリア放送を全町へ整備していきます。

④地域間交流

本項目は、「産業の振興」の「観光・レクリエーション」と重複することから、同項目において記述しています。

(3) 計画

事業計画 (平成 28 年度～平成 32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1)市町村道 道路	安平市街北3条線改良舗装事業 L=404m	町	
		早来市街とさわ団地3号線改良舗装事業 L=152m、W=5.0～7.0m	町	
		早来市街北1号支線改良舗装事業 L=93m、W=5.5m	町	
		早来安平線(新ルート)改良舗装事業 L=2,920m 幅員 W=5.5(7.5) L=2,620m 幅員 W=5.5(7.5) L=300m	町	
		追分市街4号線改良舗装事業 L=70m、W=5.5m+2.0m	町	
		追分市街6条線改良舗装事業 L=180m、W=6.0+2.5m	町	
		北進団地4号線改良舗装事業 L=200m、W=6.0m	町	
		橋りょう 橋梁長寿命化修繕事業	町	
	(2)農道	富岡遠浅酪農線改良舗装事業 L=1,537m、W=6.0m	道	
		向陽3号線改良舗装事業 L=1,100m、W=6.0m	道	
	(6)電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設 その他	防災情報告知ネットワーク構築事業 エリア放送 あびらチャンネル整備	町	
		地図情報管理システム整備事業	町	
	(9)道路整備機械等	除雪車購入事業 モーターグレーダ1台、ロータリ除雪車1台	町	
	(11)過疎地域自立促進特別事業	地域内公共交通整備事業 デマンドバス運行 高齢者等の交通弱者の足を確保するため、民間事業者等と連携しながら、地域における公共交通体系を維持するもの。 なお、本事業については、前計画期間に造成した基金により、平成32年度まで実施する。	町	

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①水道

追分地区の簡易水道は、昭和 47 年に給水を開始し、平成 26 年度末現在の給水人口は 3,114 人、1,553 世帯に給水しています。施設の老朽化が進行していることから、浄水場内の機械・計装設備及び老朽管更新を一部実施してきましたが、基幹的施設である浄水機能に課題があることから、簡易水道再編推進事業により膜ろ過施設の整備を計画しています。計画給水人口は 3,950 人で、現在の給水人口に比べ大きいことから、給水能力に現状では問題はありませんが、今後の宅地化の促進、企業誘致、公共下水道の整備による水需要に対応するためにも、前述の施設整備により安全・安定した給水を図ります。また、水資源の確保には、森林の有する保水力の向上が不可欠であるので、安平川上流部を中心に長期的な展望に立った造林、森林保護を促進していきます。

◎ 簡易水道の普及状況 追分地区 (各年度末現在)

年度	項目 対 人 口 (人)	象 給 水 口 (人)	給 水 戸 数 (戸)	普 及 率 (%)	用途別年間使用水量 (千トン)					1人当たり 1カ月の使 用水量 (t)
					家庭用	営業用	団体用	浴場等	計	
H22年	3,351	3,264	1,580	97.4	220	16	47	12	295	7.5
H23年	3,332	3,245	1,573	97.4	216	17	46	10	289	7.4
H24年	3,263	3,176	1,560	97.3	215	15	44	12	286	7.5
H25年	3,203	3,127	1,553	97.6	209	15	43	12	279	7.4
H26年	3,171	3,114	1,553	98.2	208	13	38	13	272	7.3

<この場合の普及率は対象人口に対する給水普及率である。>

資料：町水道課

早来地区の簡易水道は、昭和 45 年度の創設以来、給水区域拡張等事業を重ね、未給水地域の解消に努めてきました。しかし、現在でも早来源武の一部、早来瑞穂、早来緑丘、早来守田等に未給水区域が存在することから、その解消を図る必要があります。現在の計画給水人口は 5,000 人で、平成 26 年度末現在の給水人口は 4,050 人、1,944 世帯に給水しています。表流水を水源とする北進浄水場と地下水を水源とする富岡浄水場で浄水処理を行っていますが、地下水は水質が不安定なことから、北進浄水場の能力増加を計画しています。北進浄水場の水源であるトキサラマップ川の流域は、町有林及び民有林となっており、関係機関等との連携のもとに水源涵養を推進しています。

◎ 簡易水道の普及状況 早来地区 (各年度末現在)

年度	項目 対 人 口 (人)	象 給 水 口 (人)	給 水 戸 数 (戸)	普 及 率 (%)	用途別年間使用水量 (千トン)					1人当たり 1カ月の使 用水量 (t)
					家庭用	営業用	団体用	浴場等	計	
H22年	4,731	4,121	1,888	87.1	248	26	91	0	365	7.4
H23年	4,642	4,075	1,892	87.8	247	28	92	0	367	7.5
H24年	4,602	4,049	1,908	88.0	249	27	91	0	367	7.6
H25年	4,564	4,034	1,914	88.4	246	28	88	0	362	7.5
H26年	4,408	4,050	1,944	91.9	245	28	89	0	362	7.4

<この場合の普及率は対象人口に対する給水普及率である。>

資料：町水道課

また、平成 19 年度の簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱の改正により、簡易水道事業については平成 28 年度に統合することとしており、統合により上水道事業へ移行することから、地域全体の水道事業の現状と将来見通しを分析、評価し、水道料金の統一など目指すべき方向性等を協議調整していく必要があります。

◎ 簡易水道の普及状況 安平町 (各年度末現在)

項目 年度	対 人 口 (人)	給 水 人 口 (人)	給 水 戸 数 (戸)	普 及 率 (%)	用途別年間使用水量 (千トン)					1人当たり 1ヵ月の使 用水量 (t)
					家庭用	営業用	団体用	浴場等	計	
H22年	8,082	7,385	3,468	91.4	468	42	138	12	660	7.4
H23年	7,974	7,320	3,465	91.8	463	45	138	10	656	7.5
H24年	7,865	7,225	3,468	91.9	464	42	135	12	653	7.5
H25年	7,767	7,161	3,467	92.2	455	43	131	12	641	7.5
H26年	7,579	7,164	3,497	94.5	453	41	127	13	634	7.4

<この場合の普及率は対象人口に対する給水普及率である。>

資料：町水道課

②下水道

公共下水道の建設には、長い年月と多大な費用が必要であり、また、完成後の維持管理についても相当な経費を要しますが、清潔で快適な生活を維持するため、また、環境保護のためには公共下水道は不可欠のものであり、住宅・宅地の提供を促進するという町の将来像にもかかわることから、最重要課題の一つとして、優先して事業の推進を図る必要があります。

また、公共下水道の建設には受益者負担が求められることから、地域住民の理解と協力を得るためにもPRや相談体制の充実が求められています。さらに高齢者や低所得者などの負担を軽減するための貸付金制度や水洗化に向けた助成制度などの継続が必要です。

なお、公共下水道計画区域外についても、生活環境の向上や環境保護のために、合併浄化槽の設置を進めていく必要があります。

③廃棄物処理

ア) ごみ処理

安平町におけるごみ処理については、平成 25 年 7 月から家庭ごみ処理の有料化を実施し、『可燃・不燃・資源ごみ・プラスチック・紙類・生ごみ』にごみ分別品目を細分化して、可燃ごみの減量化とリサイクルを推進しており、安平・厚真行政事務組合が収集運搬し、苫小牧市へ委託して処理する広域体制を構築していますが、将来的には最終処分埋立地の増設などを課題として抱えています。

また、家庭ごみや家電リサイクルの有料化等に伴い、ごみ分別の徹底や不法投棄を抑止するため、「ごみ分別マスター」や「さわやか環境マスター」による、地域住民や関係機関と連携した監視活動を強化するとともに、現在実施している地域子ども会による廃品回収のみならず、町内会組織と連携した活動体制の確立によるリサイクル運動の定着を図りながら、住環境整備の一貫として地域住民や各種団体に対する継続した啓発活動を推進する必要があります。

※塵芥処理(安平厚真行政事務組合にて共同処理)

平成27年3月31日現在

組 合 構 成 町	安平町、厚真町
設 立 年 月 日	昭和44年4月1日
事 務 所 所 在	勇払郡安平町早来北進218-7 TEL 22-3151
事 業 内 容	・農業、生活廃棄物の収集及び処理に関すること ・廃棄物の再生利用に関すること
収 集 料 金	一般ゴミー有料(自己搬入の場合 10kg当たり50円) 大型ゴミー有料(1点につき500円)
収集及び処理方式	ステーション方式及び破砕処理他
処 理 能 力	塵芥処理施設 破砕:10t/5h
計画収集対象人口	8,518人(平成26年度)
排 出 量	日量 6.39t

イ) し尿処理

安平町におけるし尿処理については、胆振東部3町、日高西部2町により構成している胆振東部日高西部衛生組合で収集・処理を行っていますが、公共下水道事業の進展と下水道処理区域外の合併浄化槽の普及により、本衛生組合の縮小と合理化の対策が急務となっています。

※し尿処理(胆振東部日高西部衛生組合にて共同処理)

平成27年3月31日現在

組 合 構 成 町	安平町、厚真町、むかわ町、平取町、日高町
設 立 年 月 日	昭和47年4月1日
事 務 所 所 在	勇払郡むかわ町晴海町94番地
事 業 内 容	し尿の処理並びに浄化槽清掃業の許可に関すること
処 理 方 式	好気性消火・活性汚泥法プラス高度処理設備
処 理 能 力	70KL/日
計画収集対象人口	8,543人(平成26年度)
排 出 量	日量 13.82t

④火葬場・墓地

合併により、町内にある2ヶ所の斎場(火葬場)の使用区分や使用料に差異がありましたが、平成24年より使用料などを統一してきました。また、これまでに利用者の利便性確保と火葬時等のトラブルを未然に防ぐため、火葬炉等の修繕を行ってきましたが、同じ施設の維持管理が非効率であることや、施設の老朽化を見据え、将来的な統合や広域利用が検討課題となっています。

また、早来・追分にそれぞれある墓地については、今後予想される墓地区画の造成とともに、高齢墓参者の利便性向上に向けた通路安全対策などの整備検討を進めながら、周辺の環境に配慮した和やかで潤いある整備を促進する必要があります。

⑤消防施設

安平町の消防・救急体制は、昭和 46 年に設立された胆振東部消防組合により運営され消防支署が置かれていますが、発足後 44 年を経過し、社会的変化や新たな地域的結合が生じており、本町においては平成 11 年 10 月には高速自動車道が開通するなど、災害状況の複雑化や多様化が危惧され、それらに対応すべく、より高度な知識・技術が求められているほか、平成 18 年 3 月 27 日に旧追分町と旧早来町が合併し安平町となったことから、平成 21 年度に胆振東部消防組合消防署安平支署消防庁舎を建設し消防体制を整備しました。

また、高度化・多様化する消防・救急業務に対応するため、消防学校への派遣、救急救命士の養成及び採用と職員の資質向上を図っており、消防資器材の整備についても過疎計画の推進などにより計画的に整備を進めていますが、火災や災害の状況が複雑化・多様化する現代社会においては、消防職員及び団員の資質や技術の向上と消防力基準に沿った資器材や車両の計画的な更新と消防力のなお一層の整備・充実が求められています。

※消防防火設備の整備状況 安平支署（追分出張所含む）

区 分	水槽付 ポンプ 自動車	小 型 動 力 ポンプ	消 防 ポ ン プ 車	広 報 車	防 火 水 利		
					水槽車	消火栓	防火水槽
数 量	2 台	4 台	6 台	4 台	2 台	106 基	70 基
充足率 (%)	100%					68%	

資料：胆振東部消防組合消防署安平支署

※火災発生件数・救急車出動回数 安平支署（追分出張所含む） 各年12月31日現在

年	項目	火 災 発 生 件 数 (件)					損害額 (千円)	1 件当たり 平均損害額 (千円)	救急車出 動回数
		建 物	林 野	車 両	その他	計			
H16		5	0	0	4	9	11,642	1293.6	378
H17		2	2	0	4	8	2,195	274.4	413
H18		5	0	1	1	7	8,121	1160.1	406
H19		2	0	0	2	4	317,037	79259.3	416
H20		1	0	0	5	6	2,304	384.0	394
H21		4	0	0	1	5	59,546	11909.2	395
H22	損害有	2	0	0	0	2	12,120	6060.0	413
	損害無	3	0	0	4	7			
	計	5	0	0	4	9			
H23	損害有	6	0	2	0	8	30,010	3751.3	420
	損害無	4	1	0	3	8			
	計	10	1	2	3	16			
H24	損害有	1	0	1	1	3	1,175	391.7	403
	損害無	1	0	0	6	7			
	計	2	0	1	7	10			
H25	損害有	4	0	0	0	4	13,655	3413.8	389
	損害無	1	0	0	2	3			
	計	5	0	0	2	7			
H26	損害有	4	0	1	2	7	19,274	2753.4	402
	損害無	1	0	0	6	7			
	計	5	0	1	8	14			

※資料：胆振東部消防組合消防署安平支署

⑥公営住宅

安平町は良質な公営住宅等の提供を図るため、平成6年度以降追分駅周辺の用地に建設してきた高齢者向け住宅を含む異世代交流型の公営住宅（中央公住）や、単身者向けの特定優良賃貸住宅の建設をはじめ、追分南公営住宅など彩り豊かな住宅の町の実現に向け整備を進めてきました。

現在は、既存の公営住宅の老朽化に伴う維持管理経費や修繕工事の増加が見込まれることから、新たに作成した「安平町公営住宅等長寿命化計画」に基づいて管理及び整備をしています。計画的に適切な措置を行いながら、良質な公営住宅の確保を進めていく必要があります。

また、公営住宅周辺の環境整備を図るためにも、入居者による協力や自治組織化をいかに構築していくかが課題となっています。

※住宅（公営住宅等）安平町

平成27年3月31日現在

区分	団地名	平成27年度末現在の 管理戸数（見込み）	平成32年度末現在の 管理予定戸数
公 営 住 宅	追分西	7戸	0戸
〃	追分南	80戸	80戸
〃	追分北	66戸	41戸
〃	追分緑が丘	12戸	12戸
〃	追分中央	60戸	60戸
〃	早来大町東	43戸	43戸
〃	早来北町	101戸	101戸
〃	早来北進	22戸	22戸
〃	早来あかね	35戸	35戸
〃	早来さつき	54戸	54戸
〃	早来あけぼの	30戸	30戸
〃	遠浅南（新）	24戸	24戸
〃	遠浅南（旧）	0戸	0戸
〃	遠浅東	4戸	0戸
〃	遠浅駅前	18戸	18戸
〃	遠浅アイリス	4戸	4戸
〃	安平東	12戸	0戸
〃	安平駅前	20戸	20戸
特定優良賃貸住宅	追分かみレッジ（単身）	32戸	32戸
〃	あけぼの特定	20戸	20戸
〃	北進特定単身者	14戸	14戸
〃	遠浅アイリス特定	4戸	4戸
〃	遠浅アイリス特定単身	8戸	8戸
町 営 住 宅	追分若草	16戸	16戸
〃	早来さつき単身者	8戸	8戸
〃	遠浅単身者	4戸	4戸
合 計		698戸	650戸

資料：安平町公営住宅等長寿命化計画

⑦河川

本町には、2級河川安平川をはじめ多くの河川がありますが、北海道が策定している「2級河川安平川河川整備計画」を踏まえて、遠浅川の2級河川区間の改修を含む安平川の河川改修について早期完成を要望していく必要があります。

また、町が管理する普通河川及び準用河川については、市街地を縦貫する河川もあることから、

町民の安全安心な生活環境の整備として、河川改修や治水対策に努める必要があります。

⑧公園

安平町の公園等については、9ヶ所の都市計画公園、日本最古の保健保安林内に位置する「鹿公園」のほか、地域単位の児童遊園地等が整備され、住民の憩いの場となっていますが、鹿公園周辺用地をはじめ、既存公共施設等・市街地等の空地の活用、親水性の高い河川緑地の整備など、住民のニーズに対応した整備を検討し、潤いのある生活空間を創出していく必要があります。

町内の公園遊具については、子どもたちが安心して遊べるよう、地域住民等の協力による維持管理手法として「遊具パトロール隊」からの情報などを基に遊具の補修等を行うなど、憩いとうるおいのある公園づくりを進めていますが、引き続き計画的な維持補修や遊具更新とともに協働による公園の維持運営を進める必要があります。

⑨その他 定住化・住宅団地

これまで、賃貸住宅は公営住宅に大きく依存していた状況でありましたが、平成23年度から実施した民間賃貸アパートの建設誘導により賃貸アパートが建設され、町内居住者の町外流出抑止だけではなく、町外居住地からの町内転入にもつながっています。

追分地区の住宅地は、JR追分駅を核とした既成市街地を中心に形成されており、「ラ・ラ・タウンおいわけ」や「サニータウン」等の宅地開発が行われ、現在も分譲を行っています。また、町営若草団地や公営住宅の整備を行ってきましたが、老朽化している公営住宅の計画的な補修や更新を図る必要があるほか、住宅団地の高齢化が進んでいる傾向にあることから住替え等を促す手法を検討しなければなりません。

早来地区の宅地分譲は、平成6年から土地開発公社が宅地造成と分譲を行い、あけぼの団地、雪だるま団地は早来市街地にあることから順調に販売されました。現在も早来市街地での宅地ニーズはあるものの、造成・分譲には至っていないことから、企業立地動向や住宅需要の動向を的確に把握しながら、新たな宅地造成を検討するとともに、今後厳しさを増す財政状況を勘案し、民間活力を効果的に活用した手法を検討していく必要があります。

遠浅地区のアイリスタウンについては、緑豊かな苦東地域に隣接し苦小牧圏に近いという地の利を生かして、平成13年に第1期分譲を開始し、公営住宅と企業の社員寮などが建設されたこともあり順調に販売が進みました。第2期分譲では販売に苦戦をしたものの、苦東地域への企業進出を契機に分譲が進んだことから平成20年に第3期分譲を開始し、順調な販売推移となっていますが、現在の分譲地の完売を目指す必要があります。

町全体で考えると、定住化促進に資する既存事業の効果検証を行った上で新たな制度への見直しや創設、各分野で実施している施策の一体的な展開による人口増加を図る必要があります。加えて、今後増加することが予想される「空家住宅」の活用などを含め、子育て世代等をターゲットにするなど、「ポイントを絞った」定住化施策の展開と移住定住を促進することが重要です。

また、まちづくりの原動力となる若者の町外流出のほか、看護師・歯科衛生士・保育士等をはじめとした専門職の人材不足が顕在化していることから、未来のまちづくりを支える人材の育成と確保が必要となっています。

(2) その対策

①水道

- 安心安定した水供給を図るため、水道施設の計画的な改修整備を進めていきます。
- 道営事業による農村地区の水道施設の整備を推進するとともに、水道未普及地域の解消を図っていきます。
- 簡易水道の統合及び上水道事業への移行に伴い、統一した水道料金の設定を行います。

②下水道

- 公共下水道事業等整備を計画的に実施し、早期完成を目指していきます。
- 公共下水道計画区域外については、生活環境の向上と環境保護のために、合併浄化槽の設置を進めます。

③廃棄物処理

- ごみの減量化とリサイクルの推進を目的に、家庭ごみの有料化を導入しましたが、ごみ減量化や資源リサイクルについては住民の理解が必要であることから、ごみ分別方法など継続した周知に努めます。
- ゴミの量や質の多様化に対応していくため、将来的なゴミ処理施設も視野に入れながら、新たな広域的ゴミ処理の対応について、関係機関との協議に基づき推進していきます。

④火葬場・墓地

- 追分・早来両地区にある斎場（火葬場）は、ともに老朽化が進んでいることから、将来を見据えた施設の統合や広域利用を視野に入れながら、施設設備の計画的な修繕を行います。
- 高齢墓参者の利便性向上に向けた通路安全対策のほか、排水処理対策、駐車場整備など、墓地及び周辺環境整備に取り組みます。
- 町内墓地の区画造成に向けた調査を進めていきます。

⑤消防施設

- 消防職員及び消防団員の資質と技術向上、そして安全な活動体制を構築するため、消防車両、消防水利、通信施設などの計画的整備を促進するとともに、災害に的確かつ迅速に対応できるよう、総合的な消防力の強化に努めます。
- 救急業務にかかる人材(救急救命士)や体制の整備、充実を促進します。

⑥公営住宅

- 現代の生活に対応した良質な公営住宅の供給を図るため「安平町公営住宅等長寿命化計画」に基づきながら、計画的に整備・改修・廃止を進めるとともに、解体する公営住宅等の跡地利用等について検討を行っていきます。

⑦河川

- 安全安心な生活環境の整備に向け、豊かな自然環境に配慮した治水対策及び河川改修の整備推進に努めるとともに、住民が憩える河川空間・河川緑地、地域住民及び団体の協力による河川

環境整備の取り組みを推進していきます。

⑧公園

- キャンプ場を併設する鹿公園及びときわ公園等には、住民だけではなく札幌や近郊都市からの来訪者も多いことから、より魅力的な環境整備や計画的な設備更新を行うとともに、潤いのある快適空間を創出していきます。
- 都市計画公園及び児童公園等の整備と適切な維持管理を進め、子どもたちの遊び場、交流の場の確保に努めます。

⑨その他 定住化・住宅団地

- 移住及び定住を促進するため、町内居住者及び町外者のニーズを見極めながら、遊休地の宅地としての売却や民間活力を含めた新たな住宅地の造成・分譲に向けた検討を進めていきます。
- これまで実施している住宅リフォーム助成制度を拡充しながら、町内の中古住宅等へ住替えを促進する事業展開を図ります。
- 従来より実施する転入助成・住宅建設奨励制度については、子育て世帯や多子世帯も誘引できる新たな制度の創設などへ見直しを検討するとともに、子育て支援施策を含めた移住希望者を呼び込むための各種事業に取り組みます。
- 町内に不足する専門職の人材育成と、U・I・Jターンの受け皿となる雇用創出、さらには若者の定住促進と地域内雇用を連動させた仕組みづくりなど、未来のまちづくりを支える担い手を確保する取り組みを進めます。
- 雑誌、新聞、テレビなど各種広告媒体を活用した情報提供のほか、実際に安平町に足を運んでもらい町の魅力を知ってもらうための取り組みを進めます。

(3) 計画

事業計画 (平成 28 年度～平成 32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 生活環境の 整備	(1)水道施設 簡易水道	追分地区水道再編推進事業 (道営対象) 配水管 φ150～50mm、L=26,000m	道	
		追分地区水道再編推進事業 (道営対象外)	町	
		早来地区生活基盤近代化事業	町	
		水道未普及地域解消事業 (早来源武地区) 配水管新設 VWP φ100 L=2,900m	町	
		富岡地区農道配水管移設工事 配水管 VWP φ100 L=105m、DCIP φ100 L=51m、VWP φ75 L=40m、	町	
		遠浅地区国道改良工事配水管移設工事 配水管移設 VWP φ100 他 L=380m、国道横断(推進)WEET φ 100 L=20m、	町	
		安平市街北3条線配水管移設工事 配水管 新設 VWP φ150 他 L=403m、移設 VWP φ75 L=170m	町	
		老朽配水管更新事業	町	
		(2)下水処理施設 公共下水道	公共下水道整備事業 (追分処理区) 計画面積 201.0ha 計画人口 3,650 人 管渠工 41.8km	町
	公共下水道整備事業 (早来・安平処理区) 計画面積 308.7ha 計画人口 4,290 人 管渠工 133.8km		町	
	その他	合併処理浄化槽整備事業	町	
	(4)火葬場	斎場施設改修整備事業	町	
		墓地整備事業	町	
	(5)消防施設	小型動力ポンプ積載車更新事業 2台	消防 組合	
		安平支署指揮広報車更新事業 1台	消防 組合	
		三分団小型ポンプ更新事業	消防 組合	
		追分出張所整備事業	消防 組合	
		消防資機材倉庫建設事業	消防 組合	

(6) 公営住宅	老朽公営住宅解体工事（追分西） CB造 2棟 7戸	町	
	老朽公営住宅解体工事（安平東） CB造 3棟 12戸	町	
	老朽公営住宅解体工事（追分北） CB造 8棟 25戸	町	
	老朽公営住宅解体工事（遠浅東） CB造 1棟 4戸	町	
	公営住宅屋根防水改修工事 追分中央公営住宅 6棟60戸	町	
	単身者住宅屋上防水改修工事 早来北進単身者住宅 1棟14戸	町	
	公営住宅屋上防水改修工事 早来さつき公営住宅 3棟54戸	町	
	公営住宅外壁塗装工事 遠浅南団地B棟 12戸	町	
	公営住宅外壁塗装・屋上防水工事 あけぼの団地 A棟18戸、B棟12戸	町	
	公営住宅外壁塗装工事 緑が丘公営住宅 3棟12戸	町	
	公営住宅等水洗化事業 追分北公営住宅、遠浅南公営住宅A棟、B棟	町	
	住宅総合計画及び公営住宅等長寿命化計画策定事業	町	
	耐震改修促進計画策定事業	町	
	(7) 過疎地域自立促進特別事業	<p>定住促進事業（結婚祝金、出生祝金）</p> <p>若年層の増加を図るため、婚姻や出生時など新たな生活に要する経費の一部を助成し、定住人口の増加・確保を図る。</p> <p>なお、本事業については、前計画期間に造成した基金により、平成32年度まで実施する。</p>	町

	<p>定住促進事業（住宅建設奨励助成金、転入奨励助成金、転校準備助成金、新規就農商工業奨励金）</p> <p>町内への住宅建設等を対象とした奨励助成金や、新規就農商工業者等を対象とした奨励助成金により、定住人口の増加・確保を図る。</p> <p>なお、本事業については、前計画期間に造成した基金により、平成32年度まで実施する。</p>	町	
(8)その他	トキサラマップ川河川改修事業	町	

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 高齢者福祉

全国的に少子高齢化が進む中、本町の高齢化率は全国平均を上回っており、平成 12 年度国勢調査で 23.7%、平成 22 年度に 30.1%と増加しています。一方、世帯の状況は、単身世帯が増加の傾向にありますが、1 世帯当たりの人員は減少しており「ひとり暮らし世帯」や「高齢夫婦のみの世帯」が増加し、あわせて介護を要する高齢者も増加し、今後もこのような傾向が続くものと推測されます。

核家族化が進み隣人との関係も希薄化している昨今、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療・介護・予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の考え方にに基づき取り組むことが重要となっているとともに、高齢者が安心して生活のできる施設整備が必要となっています。

このため、外出支援サービスや通院移送サービスなどの在宅高齢者等の支援や高齢者が日常的に運動を取り入れ、体を動かすことの大切さを実感し仲間作りができる教室の開催による介護予防など、「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき事業を行っていますが、今後も高齢者は増加の傾向にあり、高齢者宅の草刈りや除雪、買い物に行く際の送迎、災害時の支援など高齢者を地域でどう支えていくかという課題をはじめ、最適サービスの一体的な提供に資するよう、医療機関・介護サービス提供者を対象とした専門研修会や介護地域ケア懇談会の開催など、関係機関の連携を促進する取り組みが必要です。

② 児童福祉

本町の合計特殊出生率は、その年により増減はありますが、全国平均を下回る低い数値で推移しており、子どもを産む世代の減少とも相まって、若年者比率も下がりつつあります。また、子どもを取り巻く環境は、核家族化や少子化、女性の社会進出による子育てと仕事の両立など大きく変化し、子育て環境の充実を求める声が強くなりました。

そのため、平成 22 年度には、早来地区において点在するへき保育所 3 園を統合し、認定こども園を開設するとともに、一時預かりや休日保育の実施など、多様化するニーズに対応できる体制と保育サービスの充実に努めていますが、より質の高い特色ある保育・教育サービスの提供と住民ニーズへの迅速な対応を目的として、民間法人による運営へ移行を進めています。

また、追分地区については、民間保育所をはじめ、町立幼稚園、へき地保育所、放課後児童クラブや子育て支援センターが点在している状況にあることから、これら子育て支援施設を「児童福祉複合施設」として集約し整備することで、子育て環境の充実を図り子育て世代の確保と誘引を促す必要があります。

なお、施設整備にあたっては、公共施設の利活用と街中への文教施設の集約といった観点から、庁舎を含む複数の既存公共施設の再配置・利活用による整備が重要となっています。

③ しょうがい者福祉

しょうがい者の状況については、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者の推移をみると、増加の傾向にあります。

しょうがい福祉対策については、しょうがいのある方もない方も同等に生活し、活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下、しょうがいの種別や程度に関わらず、自分の住みたい場所を選び、必要な福祉サービスや支援を受けつつ、自立と社会参加の実現ができるよう「安平町しょうがい福祉計画」に基づく施策の推進が必要であり、保健や福祉、医療、教育などの横断的な連携により推進することが必要となっています。

④保健

地域の保健活動や健康づくりを進めるため、健康増進法に基づき策定している「健康あびら21（第2次）」については、食育基本法に定める食育推進計画のほか、歯科保健計画、母子保健計画を網羅した多様な性格を持った計画として、町民・行政・関係機関との連携のもと、生活習慣病予防に視点を置いた安平町らしい活動を展開していこうというものであり、生活習慣病などの健康に対する関心と理解を深め、自己管理意識を高め、各種検診の受診率の増加に努めるとともに、各保健施設を拠点に地域に密着した保健活動に努めています。

また、ウォーキングや軽運動を取り入れた体力づくりや健康づくり事業のほか、医療費の負担抑制と町民の健康づくりを効果的に進めるため、保健事業・介護予防事業・社会体育事業の連携による健康寿命の延伸事業を継続して進めることが重要です。

(2) その対策

①高齢者福祉

- 高齢者福祉サービスの充実と介護予防に努めるなど、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を推進します。
- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的に確保した取り組みを進めます。
- ひとり暮らしや老老介護等により、在宅での生活が困難な方などが増えていくことも予想し、地域ニーズを把握しながら高齢者福祉施設の整備を進めます。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支援を必要としている高齢者やしょうがい者等を支える災害時等要援護者登録制度など「地域の支え合い事業」を推進します。
- 地域福祉を支える人材やボランティア団体の育成と支援を継続するとともに、地域福祉活動の担い手である、民生委員・児童委員及び地域福祉の中心的役割を果たす、社会福祉協議会の活動を支援します。

②児童福祉

- 幼保連携型認定こども園「はやきた子ども園」は、平成28年度より子育て関連新法で新設された「公設連携」の形態を採用し、民営化に向けた説明を丁寧に行うことで保護者等に不安のない経営移管を進めます。また、「遊び込める園庭」を地域住民と協働で作成し、心と体を育む環境整備を教育の柱に据え、特色ある園運営を展開します。
- 追分地区においては点在する子育て支援施設を集約し、早来地区と同様に児童福祉複合施設の整備に向け、役場庁舎を含む複数の既存公共施設の再配置と利活用により設置し、複雑・多様化する保護者ニーズに対応します。

○保育料の負担軽減措置、放課後児童クラブの対象年齢の拡大、こども教室のプログラムの充実をはじめ、今後両地区に設置される認定こども園のサービス拡大により、子育て世代に選ばれた町としてのワークライフバランスの実現を図り、町内外への情報発信と定住施策を連動した取り組みを進めます。

③しょうがい者福祉

- しょうがい者福祉については、保健、福祉、医療、教育などの横断的な連携のもと、等しく地域社会で共生できるまちづくりを推進します。
- しょうがい者、高齢者、妊産婦などが安心して外出できるよう、公共施設のユニバーサルデザインやバリアフリー化に努めます。

④保健

- 町内の保健福祉施設である「ぬくもりセンター」や「保健センター」については、安心して利用できるよう、施設の改修及び環境整備に努めます。
- 健康づくりと医療費抑制の観点から、ウォーキングの推進や、温水プールなど公共施設を活用した健康寿命の延伸事業を継続していきます。
- 受診のきっかけづくりと健診による疾病の早期発見を目的とする特定健康診査の受診率向上に取り組めます。
- 子育て支援や定住施策の観点から、独自に中学生まで対象としている医療費無料化の助成対象の拡大を検討し、子どもの健康保持はもとより、子育て世代における経済的負担の軽減を図ります。

(3) 計画

事業計画 (平成 28 年度～平成 32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター	高齢者福祉施設改修整備事業	町	
		老人ホーム	特別養護老人ホーム建設事業	町
	(4) 認定こども園	追分地区認定子ども園整備事業	町	
		追分地区認定子ども園備品整備事業 通園バス 2 台ほか	町	
		追分地区認定子ども園園庭整備事業	町	
		早来地区認定子ども園園庭整備事業	町	
	(7) 保健センター	安平町保健センター改修事業	町	
	(8) 過疎地域自立促進特 別事業	地域の支え合い事業 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支援を 必要としている高齢者やしょうがい者等を地域の自治会・ 町内会が支える仕組みを構築するもの。 なお、本事業については、前計画期間に造成した基金に より、平成 32 年度まで実施する。	町	

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療機関については、病院1箇所、診療所2箇所、歯科診療所4箇所が民間により運営され、内科、小児科、放射線科などの診療科目となっています。よって、産婦人科や人工透析などの専門医療については、第2次及び第3次の保健医療福祉圏である苫小牧市や道央圏の医療機関に依存している状況となっています。

休日・夜間における救急医療については、町内の医療機関へ町が独自に支援し、緊急時における医療体制の確保を図り、あわせて、苫小牧市内の休日当番医療機関などを町広報に掲載し情報提供を行っています。

近年では、2つの診療所が相次ぎ閉鎖していることもあり、医師の確保や高齢化など地域医療体制が危惧されていることから、安心安全に暮らせること、そして移住・定住の観点からも、関係医師会との連携強化や、保健医療福祉圏における広域連携の充実が必要となっています。

■医療機関

平成27年10月1日現在

区分	名称	床数	診療科目	備考
病院	医療法人同和会 追分菊池病院	一般30 介護10	内科、小児科、消化器内科、放射線科、整形外科、皮膚科、循環器内科、眼科	整形外科、皮膚科、循環器内科、眼科の診療科目については、月1～2回の診療
一般診療所	畑山医院		内科、小児科、皮膚科、外科	
	医療法人社団誠医会 早来医院		内科	
歯科診療所	オイワケデンタルクリニック		歯科	
	ひまわり歯科医院		歯科	
	日野歯科		歯科	
	早来ファミリー歯科クリニック		歯科	

(2) その対策

- 地域医療を確保するため、各種検診における地域医療機関の利活用や情報交換、情報収集に努め、相互の協力体制を構築します。
- 町内の医療機関を地域医療の中心として位置付けており、今後さらに乳幼児から児童生徒、高齢者に至る健康診査等の協力体制の充実により、町民の健康管理を推進します。

- 健康の保持増進と健康管理のため、町、町教委、保健所、医療機関が一体となって、地域住民に密着した健康教育や、各種健康診査などのサービスを総合的に行います。
- 休日・夜間における救急医療体制の確保をはじめ、専門医や新規看護師等の確保に取り組むなど、医療機関と行政の一体的な取り組みを強化し、地域医療を守っていきます。
- 保健医療福祉圏の医師会との連携を図り、広域的な医療体制の連携強化に努めます。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	救急医療体制業務 休日夜間地域医療体制確保助成事業 地域住民が安心して暮らせるよう、医療機関へ支援を行い、休日・夜間の救急医療体制を確保するもの。 なお、本事業については、前計画期間に造成した基金により、平成32年度まで実施する。	町	
		専門医確保助成事業 地域住民が安心して暮らせるよう、医療機関へ支援を行い、専門医を確保するもの。	町	

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

①幼児教育・義務教育

本町の就学前教育・保育施設は、私立保育所1園と町立の幼稚園とへき地保育所、平成22年4月に開園した幼保連携型認定こども園がその役割を担っています。

幼児期は、人間形成の基礎を培う重要な時期であることから、個々の発達状況に応じた教育が必要であり、幼稚園・保育園における生活を通し、物事の善し悪しや自然とのふれあい、体験をとおり豊かな心を育む取り組みや、小学校へつなぐ指導が必要となっています。

義務教育施設については、小学校4校、中学校2校の合計6校があり、平成27年5月現在の児童・生徒数は合計580名で6年前と比較すると20%近く減少しています。

6校の学校施設のうち、老朽化が著しく危険な状況にあった追分中学校については、校舎及び体育館の建替えを行い、平成24年度から新校舎となっています。

また、児童・生徒が1日の多くを過ごす小中学校での安全性の確保という観点から、平成26年度をもって全ての校舎の耐震化を完了しましたが、昭和40年代から50年代に建築された建物が多く、全体的に老朽化が進んでいることから、計画的な改修整備を行う必要があります。

合併により、町内に2施設あった給食センターについては、老朽化が進み維持補修費や運営費を考慮し、児童・生徒に安全な給食を提供するため、2施設を1施設として新たな給食センターを整備し、平成26年度から開始しました。

現在は、小学校や中学校のほか、認定こども園や幼稚園にも給食提供をしていますが、衛生管理を徹底しながら今後も安全でおいしい給食を提供することに努める必要があります。

②社会教育

町民が心豊かでいきがいのある充実した生活を送ることができるよう、「町民一人ひとりが生涯を通じて、自由に学習の機会を選択して学び、その成果を自発的に社会に活かすことができる」生涯学習社会、そして知識を基盤とした自立、協働、創造モデルとして持続可能な生涯学習社会の実現が望まれています。

そのため、学校教育と社会教育を網羅した「安平町生涯学習計画」を策定し、学校教育と社会教育が一体化した「学社融合事業」の実施、学習活動への参加を促す「生涯学習フェスティバル」や各種講座を開催しておりますが、安平町まちづくり基本条例の理念に沿って、「担い手の育成」と「協働の仕組みづくり」に主眼を置いた取り組みを推進していく必要があります。

また、社会教育活動の拠点となる各公民館については、多くの町民が利活用出来るよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインの普及に努めるとともに、公共施設の長寿命化を図るため、各種活動の拠点となっている公民館の改修が必要となっています。

③社会体育

スポーツは、爽快感や達成感、他者との連携感などの精神的充足をもたらすとともに、体力の向上や心身の両面にわたる健康の保持増進に寄与し、活力ある健全な社会の形成に大きく貢献するものですが、車社会の進展により身体活動量が減少傾向にあることや、幼少年期においては生活習慣や社会環境の変化とともに体力の二極化が進み、スポーツ習慣のない子どもの体力低下が懸念されています。

そのため、町民のだれもが生涯の各時期にわたって、それぞれの体力や年齢、目的に応じて、いつでもどこでも主体的にスポーツに親しむことができるよう、ソフト面及びハード面における環境を整備することが重要であります。

(2) その対策

①幼児教育・義務教育

- 幼児期における教育は、生涯にわたる人間形成の基礎となる重要な時期であることから、「遊び込み」を中心とした教育活動の充実と環境整備とともに、質の高い特色ある保育・教育サービスの提供を目指します。
- 遊び込みを通し「好奇心・意欲・行動力・協調性」を育み、小学校と連携した「つなげる」教育を展開します。
- 地域と学校・行政が連携、協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、地域とともに開かれた学校づくりを進める学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について、全町的な連携のもと推進していきます。
- 基礎・基本学習の定着と個性を活かす教育を充実するため、子どもの習熟度に応じた指導や確実な学力の定着を図る取組を推進します。
- 一人ひとりの教育ニーズに応じ、適切な指導及び必要な支援が受けられるような特別支援教育の体制整備に努め、しょうがいのある児童・生徒が自立と社会参加を目指して、心豊かにたくましく育つ教育を推進します。
- 学校教育施設は、児童・生徒が1日の大半を過ごす場であることから、安全で快適な教育環境の確保・施設の長寿命化を図るとともに、学校教育施設の計画的な改修整備を行います。
- 新たに建設した給食センターでは、食べ物アレルギーの対応や地元食材を活かした食育など、幼児・児童・生徒が安全でおいしい給食を楽しめるよう、今後も努めていきます。
- 老朽化が進んだ教職員住宅については、地域の防犯や景観維持を図る観点などから、解体を行います。
- 町内唯一の高等学校教育機関である「北海道追分高等学校」の存続に向け、行政・学校・存続支援協議会などの民間と一体となった運動を展開します。

②社会教育

- ふるさとを誇りに思い、ふるさとを愛する心を育む「ふるさと教育」の推進が、将来的なUターンにつながることから、学校教育と社会教育が一体となった「ふるさと教育・学社融合事業」を推進します。
- 生涯学習を推進していくにあたり、地域の将来を担うリーダーの育成（人づくり）、地域の団体やNPO法人との協働のまちづくり実現に取り組みます。
- 生涯学習教育の拠点となっている公民館については、地域住民が愛着をもって利用をしていますが、老朽化している施設もあることから、耐震改修や建替えなどを含めて計画的に改修及び整備を行っていきます。
- 住民に読書をはじめとする情報を提供し、知識や情報を生涯学習に活かすため、各公民館図書室や学校とのネットワーク化を図るなど、図書室機能の整備を目指します。

③社会体育

- 少年スポーツ活動の維持・活性化を図るため、町体育協会と連携した指導者の育成を行います。
- 社会体育活動の拠点施設となる各体育施設については、今後も長期的に良好な状態で施設を開放できるよう努めるとともに、スポーツ合宿所の利用促進とあわせてスポーツを通じた交流人口の増加を図ります。
- 機能増進による大規模改修を行ったスポーツセンターアイスアリーナでは、スポーツ合宿誘致や利用者の増加に向けて取り組むとともに、屋内温水プールの通年利用化を検討します。
- 町民が健康的な生活を送れるよう、健康担当セクションとの連携による社会体育施設を活用した「健康寿命延伸事業」を継続して取り組みます。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	早来小学校校舎 屋根改修・外壁改修工事 RC造3階 2,614㎡ 屋根葺き替え等	町	
		早来中学校校舎 屋根改修・外壁改修工事 RC造3階 3,908㎡ 屋根葺き替え等	町	
	屋内運動場	遠浅小学校校舎 屋根改修・外壁改修工事 RC造3階 1,586㎡ 屋根葺き替え等	町	
		早来小学校屋内運動場 屋根改修・外壁改修工事 RC造2階 887㎡ 屋根・外壁塗装	町	
		早来中学校屋内運動場 屋根改修・外壁改修工事 S造2階 1,158㎡ 屋根・外壁塗装	町	
		遠浅小学校屋内運動場 屋根改修・外壁改修工事 RC造2階 870㎡ 屋根・外壁塗装	町	
	教職員住宅	教職員住宅解体工事	町	
		スクールバス・ボート	スクールバス更新事業	町
	(3)集会施設、体育施設等 公民館 集会施設 体育施設	公民館整備事業 早来公民館改修	町	
		公民館整備事業 安平公民館改修	町	
		遠浅コミュニティセンター整備事業	町	
		地区集会所整備事業 みずほ館、旭陽会館	町	
		安平山スキー場整備事業	町	
	(4)過疎地域自立促進特 別事業	スポーツ交付金 地域間交流スポーツ大会等 地域の特色を活かしたスポーツ大会を支援し、スポーツを通じた地域間の交流等を図るもの。 なお、本事業については、前計画期間に造成した基金により、平成32年度まで実施する。	町	

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

①芸術・文化の振興

本町では、芸術・文化活動に対する意識が高く、様々な個人や団体、サークルが幅広く活動しており、町づくり、人づくりに大きく貢献しています。

しかし、団体会員の高齢化や固定化が見られることから、新規会員の加入を促す取組や町民への情報発信、新たな指導者・リーダーの育成等に対して支援を強化していく必要があります。

また、町内で優れた芸術文化を鑑賞できる環境と機会を充実させていくとともに、町内で活躍している個人や団体が発表できる場を引き続き提供しながら、合併後の課題である「真の意味での一体感の醸成」を図る必要があります。

②文化財の保護

古くから守り伝えられてきた町指定の文化財については、歴史や経過などを書いた看板を設置しながら後世に伝えていくとともに、歴史や文化に触れる機会の提供に努めています。さらに、町が指定した文化財の保護とともに、国や道との調整による新たな文化財の指定に向けた調査検討を行っていく必要があります。

長年の課題となっていた老朽化が著しい早来郷土資料館については、平成 27 年度に遊休施設の改修整備を行い移転したところです。

鉄道や農業を核として発展してきた本町にとって、特に「鉄道の歴史」は固有で尊い文化として現在も息づいており、「蒸気機関車 D51 320 号機」が鉄道資料館に展示、保存されていますが、鉄道文化を後世に継承していくため、そして町の独自文化を発信していくため、現在進められている町の情報発信拠点づくりにあわせた展示移設を進めていくところです。

また、蒸気機関車等を保守・整備している「SL保存協力会」の後継者育成など、文化的財産のみならず、知識や経験などの知的な財産を後世に引き継ぐための対策を検討していかなければなりません。

(2) その対策

①芸術・文化の振興

- 公民館を文化活動の拠点とした「芸術・文化活動」を促進していくとともに、町内で活動している個人や団体の支援を行うほか、活動が停滞している団体への助言や支援を行います。
- 芸術・文化活動団体の会員確保に向けた情報提供の場所として、公民館等へ掲示板を設置するなど公共施設の有効的な利活用を検討します。
- 文化協会との連携・強化による団体等の後継者育成や、町民が地域文化を鑑賞する機会の拡充を目指します。

②文化財の保護

- 全国屈指の保存状況にあるSL車両は、追分地区の鉄道文化を象徴する存在であるとともに、子どもや鉄道ファンを引き付ける観光素材であることから、「回遊・交流ステーション形成事業」の拠点施設、また、町の情報発信基地として整備予定の「道の駅・鉄道資料館」のシンボ

ルとして配置をするとともに、現在の鉄道資料館の在り方について検討していきます。

- 鉄道資料館に保存されている蒸気機関車の保守や整備、来館者に対する説明については、「SL保存協力会」が行っていますが、協力会の存続に向け知識を有した後継者の育成・確保に向けた支援を強化します。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	道の駅・鉄道資料館整備事業【再掲】	町	
		文化財保護事業	町	

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

安平町の集落は、基幹集落である追分市街地と早来市街地を中心に、放射線状に集落が広がり、その多くは農村集落となっています。

自治の単位となる自治会・町内会等の数は34集落あり、その中には、高齢化率が50%を超える地区があるなど、自治会・町内会等組織の運営に支障を及ぼす集落が発生してきていることから、町では町民参画による「協働と連携」のまちづくりを進めるため、連絡調整・地域課題解決・協働活動を中心に地域を支援する取り組みとして、「地域サポート制度」の導入を始めたところであります。

また、移住定住施策の取り組みによる若年世代の転入が進み、農村集落へも移住が可能となれば、集落の維持確保にもつながりますが、都市計画区域となっている早来地区では、都市計画の制約上、農村部に一般住宅が建てられないという課題も抱えています。

そのため、市街地の空き家情報に加え、農村地域の空き家情報なども収集し、新規就農者等の確保や、都市部からの若者を地域に迎え入れる「地域おこし協力隊」制度を活用しながら、希薄化した地域コミュニティを活性化していく必要があります。

また、安平町の公共施設については、将来コストの推計や施設分野ごとの課題整理を行うとともに、既存施設の有効活用を図りながら、整備改修だけではなく再編・再配置をしていかなければなりません。

(2) その対策

- 適正な住宅用地の開発・確保と民間活力による移住定住化施策を一体的に推進します。
- 市街地における住宅団地についても、年齢構成のバランスがとれるよう、若年世代の誘導に努めます。
- 意欲ある都市部の若者を地域に迎え入れる「地域おこし協力隊」制度や、地域サポート制度の導入により、地域の課題解決や地域コミュニティの維持に取り組みます。
- 複数施設の有効活用を絡めた公共施設の再配置と利活用による観点から、追分庁舎を児童福祉複合施設へ改修するとともに、役場庁舎機能の集約・来庁者の利便性確保・防災機能を踏まえた庁舎の整備を進めていきます。
- 安心安全に暮らし続けられるための住環境の整備や地域経済振興を目的に実施している住宅リフォーム助成制度については、子育て世代の誘導や移住定住化対策の観点から拡充の検討を進めるとともに、今後増加することが予想される「空き家」住宅の有効活用を検討していきます。

(3) 計画

事業計画 (平成 28 年度～平成 32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 集落の整備	(1)過疎地域集落再編整 備	分譲宅地造成事業	町	
		菜園付き分譲地造成事業	町	
		早来庁舎増築・改修等事業	町	
	(2)過疎地域自立促進特 別事業	住宅リフォーム助成事業 住宅のリフォームに対して助成を行い、快適な住環境の確保をはじめ、子育て世代の誘導、移住定住化対策に取り組む。	町	
		地域おこし協力隊活用事業 都市部からの若者等を地域に迎え入れ、観光振興や農業振興など地域コミュニティの活性化を図る。	町	

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化してきており、少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの衰退など、複雑・多様化した課題に対処していくには、先進地事例を研究するとともに、当町の現状をしっかりと把握した上で目標を明確にし、より効果の高い事業を組み合わせながら、解決に向けた取り組みを進めることが重要であり、合併後に作成した新町の方向性を示した総合計画に関して、次期計画による新たなまちづくりの方向性について検討を重ねていく必要があります。

また、本町のまちづくりや特色、魅力を全道・全国へアピールし、町の認知度を高め定住人口・交流人口の拡大へ結びつけていくためには、情報発信に関して他自治体との差別化を図ることが重要となっています。

さらには、未来永劫、安平町が小さくても「きらり」と輝き続けるためには、町民と行政が一体となり協働による取り組みを進めることが大事であることから、安平町まちづくり基本条例の施行を契機とした、自主的な活動を支える取り組みをはじめ、町民からの意見聴取や合意形成に向けた新たな手法など、幅広い世代の方が町政に参加できる仕組みの構築が必要です。

(2) その対策

- 社会情勢の変化に迅速及び的確に対応するため、庁内ワーキンググループを設置しながら、高度化する行政課題の解決に向けた体制づくりを進めます。
- 当町の町民に向けた広報活動と、町外に対する売込みを行う上で必要となる指針として「シティプロモーション戦略」を策定し、全町的な展開を図ります。
- 町外に向けた情報発信力の強化を進めるため、町の様々な魅力を道内・全国に向けて積極的に発信し、当町の知名度やイメージの向上を図りながら、交流人口拡大から最終目標である子育て世代の町への定住人口の確保及び拡大へ結びつけていきます。
- 超高齢社会に適応するコミュニティ主体のまちづくりが必要であることから、地域コミュニティが主体的に取り組む活動に対する支援を行います。
- NPO 法人など、町内各種団体の法人化を積極的に支援するとともに、町内でまちづくり活動を行う団体の活動拠点の場として、公共施設の空きスペースの提供など、幅広いサポートを行いながら、新たな公共の形づくりを目指します。
- 町民参画の推進として、幅広い世代からの意見聴取を行う町民無作為抽出によるワークショップや審議会委員の選出など、より多くの方が町政に参加できる仕組みと体制構築を進めていきます。

(3) 計画

事業計画 (平成 28 年度～平成 32 年度)

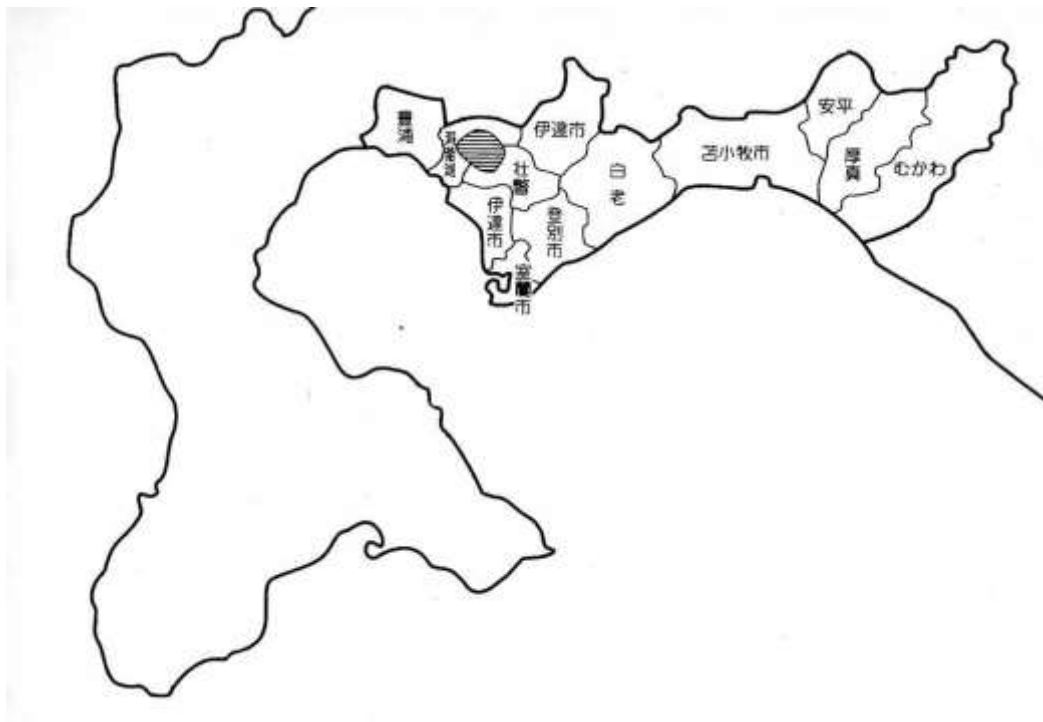
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 その他の地域の自立促進に関し必要な事項	(1)過疎地域自立促進特別事業	政策課題WG設置事業 社会情勢の変化に迅速及び的確に対応するため、組織として横断的なワーキンググループを設置しながら、高度化する行政課題の解決方法等を調査研究し、実行性ある取り組みを目指す。	町	
		まちづくり事業支援交付金事業 地域コミュニティ団体や地域活動団体が行うまちづくり事業を支援し、協働のまちづくりを進める。	町	

参考資料

1 安平町位置図



2 胆振管内図



安平町過疎地域自立促進市町村計画

自 平成 28 年度 ～ 至 平成 32 年度

【発行】

安平町 企画財政課企画グループ

北海道勇払郡安平町早来大町 95 番地

電話 0145-22-2511 (代表)